令和８年度

奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（令和７年度対象）

令和８年９月

奈良県教育委員会

はじめに …… 1
Ⅰ　点検・評価の概要 …… 2
　１　目的 …… 2
　２　対象 …… 2
　３　実施方法 …… 2
　４　審議等の経過 …… 2

Ⅱ　令和７年度教育委員会の活動状況 …… 3
　１　教育委員会会議の開催状況 …… 3
　２　教育委員の活動状況 …… 4
　３　教育委員会の活動状況に対する評価・意見及び教育委員会の考え方 …… 5

Ⅲ　施策の点検・評価 …… 6
　１　第３期奈良県教育振興大綱 …… 6
　２　施策の体系 …… 7
　３　施策評価シート …… 7

　柱１　生きる力の基礎を培う就学前の教育の推進
　　（１）就学前教育の充実 …… 8-10
　柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進
　　（１）新しい時代に求められる資質・能力の育成 …… 11-12
　　（２）教育ＤＸの推進 …… 13-14
　　（３）豊かな心の育成 …… 15-17
　　（４）読書活動の推進 …… 18-19
　　（５）健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成 …… 20-21
　　（６）特別支援教育の充実 …… 22-24
　柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進
　　（１）教員の働き方改革 …… 25-27
　　（２）教職員の資質向上 …… 28-29
　　（３）計画的な教員の確保 …… 30-31
　　（４）教育環境の整備 …… 32-33
　　（５）学校安全の推進 …… 34-35
　柱４　地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
　　（１）キャリア教育の充実 …… 36-37
　　（２）学校・家庭・地域の連携・協働の推進 …… 38-39
　　（３）中学校における休日の学校部活動の地域連携
　　及び地域クラブ活動への移行の推進 …… 40-41
　　（４）社会教育の推進 …… 42-43
　柱５　誰一人取り残さない教育の推進
　　（１）いじめ防止対策の推進 …… 44-45
　　（２）不登校対策の推進 …… 46-48
　　（３）人権教育の推進 …… 49-51

Ⅳ　関連資料 …… 52
　地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋 …… 53
　教育評価支援委員会設置要綱 …… 54
　奈良県教育委員会点検・評価実施要領 …… 55

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第１項の規定に基づき、令和７年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行いました。

点検・評価を行うに当たっては、同条第２項により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

この報告書は同法の規定に基づき、県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものです。

奈良県教育委員会

教育長	大　石　健　一
教育長職務代理	伊　藤　忠　通
委　員	田　中　郁　子
委　員	伊　藤　美奈子
委　員	三　住　　忍
委　員	橋　本　昌　大

Ⅰ　点検・評価の概要

１　目　的

県教育委員会は奈良県教育の充実に向けて、様々な施策や事業に取り組んでいます。

点検・評価は、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を見直すとともに、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として実施しています。

２　対　象

次に挙げる項目について、令和７年度の実績に基づき、点検・評価を行いました。

（１）県教育委員会の活動状況

（２）県教育委員会が実施する施策及び事業

３　実施方法

（１）県教育委員会の活動状況については、令和７年度の教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検しました。

（２）県教育委員会が実施する施策及び事業については、令和７年度に取り組んだ事業等を 19 の施策に分類し、各施策を評価単位として、それぞれの事業等の取組状況を基に「施策評価シート」にまとめました。

（３）点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験を有する方など外部の方々６名により組織する「教育評価支援委員会」において、御意見・御助言をいただきました。「教育評価支援委員会」の委員は次のとおりです。なお、委員の任期は２年とし、再任は妨げないと定めています。

氏名	所属（職）
赤沢　早人	奈良教育大学教育連携講座（教授）
杉井　潤子	同志社大学赤ちゃん学研究センター（嘱託研究員） 京都教育大学（名誉教授）
髙谷　政史	あをによし法律事務所（弁護士）
中村　恵	畿央大学教育学部（教授）
奥田　成敏	奈良県ＰＴＡ協議会（会長）
藤井　昌平	奈良育英学園（副理事長）

（職は令和８年６月３日現在のものである。）

４　審議等の経過

・令和８年６月３日（水）

教育評価支援委員会会議において、奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った結果を示し、御意見・御助言をいただきました。

・令和８年７月 14 日（火）

令和８年度第４回定例教育委員会において、本報告書について承認をいただきました。

Ⅱ　令和７年度教育委員会の活動状況

１　教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

（１）定例教育委員会会議の開催回数

14 回　（令和５年度 17 回、令和６年度 17 回）

（２）審議等の内容

・議決事項

審　議　項　目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	13 件
学校の教育課程の大綱及び学校教育指導の一般方針の決定	１件
教科書その他の教材の取扱の一般方針の決定	３件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の人事の基本方針の決定	１件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免、分限、懲戒処分	３件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基く各種委員の委嘱及び解嘱	10 件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の研修の一般方針の決定	１件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検並びに評価	１件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	11 件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	２件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（軽易なものは除く。）	２件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	１件
計	49 件

・報告事項

（４月人事異動の概要、争訟に関すること、高等学校用教科書の採択等）　24 件

・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要等）　37 件

２　教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めるとともに、教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況把握のため、県内教育施設への視察を行っているほか、県と市町村が連携した取組の一層の推進を図るため、県内の市町村立学校への視察も実施しています。

また、全国都道府県教育委員会連合会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	11 月 11 日	教育委員会選奨授与式
2	11 月 26 日	県内視察 　王寺町立王寺北義務教育学校（学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するために授業時数特例校制度を活用し、学習の基盤となる資質・能力の育成を行う学校の取組を視察） 　県立香芝高等学校（令和２年度に新設された表現探究コースにおける、探究的な学習等を通して言語能力・情報活用能力・コミュニケーション能力を身に付けた創造性豊かな人材を育成する取組を視察）
3	1 月 26 日	全国都道府県教育委員会連合会第２回総会等 　議案「令和８年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「公立高等学校の魅力向上について」を受けた後、同様のテーマで各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
4	２月 13 日	奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰式

３　教育委員会の活動状況に対する評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■教育委員会会議の開催回数について** ・令和７年度の教育委員会会議の開催回数が例年より少ないのはどうしてか。 **■県内教育施設への視察について** ・年に１回の貴重な機会である県内視察に教育委員は何人参加されているのか。 ・王寺町立王寺北義務教育学校と県立香芝高等学校での視察後、どのような意見交換があったのか。また、それをどのように学校現場に還元されたか。ＰＤＣＡの循環で把握することで効果的な視察になるのではないか。 ・視察後の教育委員との意見交換等の内容も提示すると、今後の方針に向けてより建設的なやりとりが可能になるのではないか。 ・視察先である王寺町立王寺北義務教育学校における授業時数特例校制度の活用、県立香芝高等学校における表現探究コースのような人材育成コースの創設など、現在推進している施策はあるのか。 ■全体をとおして ・精力的に、丁寧な活動をしていると高く評価する。
県教委 の考え方	**〇教育委員会会議の開催回数について** ・近年の議案数及び開催状況を勘案し、奈良県教育委員会会議規則を令和７年４月１日付けで改正し、教育委員会会議の定例会について、これまで毎月２回招集することとしていたところを、毎月１回招集することとしたため、例年より開催回数が少なくなっている。 **〇県内教育施設への視察について** ・教育委員の５名全員が参加されている。 ・県内視察において、王寺町立王寺北義務教育学校では、大規模校ならではの工夫点や、前期課程（小学校）から後期課程（中学校）にかけての学びの接続に関しての御意見をいただいた。また、県立香芝高等学校では、表現探究コースにおける外部機関との連携を活用した文章表現力向上の取組等について、その他の普通科への展開など建設的な御意見をいただいた。このような、県内視察での意見交換を踏まえ、奈良県における教育の向上・発展を目指し、定例教育委員会などで御意見をいただいている。 ・授業時数特例校制度の活用については、令和８年度も県内の学校が国の指定を受け、研究を推進している。また、令和８年度から新たに教育課程柔軟化サキドリ研究校事業を実施している。これは、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、全国各地の教育委員会・学校が次期学習指導要領に向けて、教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組みを国が創設したものである。県でも、多様な個性や特性、背景を有する子どもたちを包摂し、一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成について検討しているところである。 ・以前から人材育成に関わるコースとして、県立高田高等学校の「教育アンビシャスコース」が挙げられる。主に小学校等の教員を目指す生徒を対象とした、特色あるコースで、共通教科の学びとは異なる専門教科「教育」を設置している。令和６年度からは、「進学教育重点校」として、生徒が主体的に社会形成に参画し、持続可能な社会の発展に寄与できる資質・能力を身に付けるとともに、生徒の進路実現を図ることを目的として教育活動を展開している。

Ⅲ　施策の点検・評価

１　第３期奈良県教育振興大綱

令和７年３月に「第３期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和７年度から令和 10 年度までの４年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の可能性を最大限に引き出す教育を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、５つの柱ごとに県教育委員会が所管する各分野における主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。

2　施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和７年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、「第３期奈良県教育振興大綱」で示された「施策の基本方針」に基づいて、５つの柱ごとに県教育委員会が所管する学校教育をはじめとした各分野において 19 の主要施策を定め、それらを評価単位として、点検・評価を実施しています。

【施策の体系】

施策の基本方針	主要施策（評価単位）
柱１　生きる力の基礎を培う就学前の教育の推進	（１）就学前教育の充実
柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進	（１）新しい時代に求められる資質・能力の育成
	（２）教育ＤＸの推進
	（３）豊かな心の育成
	（４）読書活動の推進
	（５）健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
	（６）特別支援教育の充実
柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進	（１）教員の働き方改革
	（２）教職員の資質向上
	（３）計画的な教員の確保
	（４）教育環境の整備
	（５）学校安全の推進
柱４　地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	（１）キャリア教育の充実
	（２）学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	（３）中学校における休日の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行の推進
	（４）社会教育の推進
柱５　誰一人取り残さない教育の推進	（１）いじめ防止対策の推進
	（２）不登校対策の推進
	（３）人権教育の推進

3　施策評価シート

・**施策の取組**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標を掲載しています。

・**現状と課題**では、**施策の取組**についての令和７年度の現状と課題を記載しています。

・**令和７年度の取組**では、令和７年度の「取組内容」、「目標（目標値）」及び「達成状況（前年度値）」を掲載しています。

・**成果と今後の展開**では、令和７年度の成果と課題を踏まえた上で、１年間の評価と今後の展開について記載しています。

柱１　生きる力の基礎を培う就学前の教育の推進

（１）就学前教育の充実

施策の取組

No.	内　容
①	各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の学びの接続に資する「架け橋期」のカリキュラムの開発
②	各市町村における幼児教育の質向上に向けた研修等の充実

現状と課題

就学前教育の充実に向け、各市町村等では、幼児教育と小学校教育の教育内容や指導方法の相違点・共通点を理解し合い、子どもたちの学びが円滑に接続されるよう取組が進められてきた。県では、各小学校区における幼児期の教育と学齢期の教育の円滑な接続に資するよう、市町村等が実施する幼小接続をテーマとした研修会等に、県の就学前教育アドバイザーを延べ 77 回派遣した。今後は、各市町村等において、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の５歳児から小学校１年生の２年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むカリキュラムを開発、実施していくことが必要である。

また、県では、各地域や園所における人材育成に係る取組が進むよう、令和５年度に幼稚園教諭等の育成指標モデルを作成し、周知した。令和６年度には、指標モデルを基にした県主催の研修会を 30 回実施した。指標モデルにおける各ステージに応じた県主催の研修の充実とともに、各市町村が主催する研修が充実するよう取り組んでいく。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	「架け橋期」のカリキュラムモデルの開発及び市町村への周知	カリキュラムを作成した市町村数の増加（前年度比）	18 市町村 （13 市町村）
②	育成指標モデルに基づいた県主催研修会の実施	研修参加者の満足度 （肯定的回答 90%以上）	100% （－）
②	市町村等主催の研修会等への県就学前教育アドバイザー等の派遣	市町村の就学前担当者等が研修等を実施した市町村数の増加（前年度比）	10 市 12 町２村 （12 市 15 町９村）

成果と今後の展開

各市町村の就学前教育担当者と小学校教育担当者を対象とした連絡会を３回開催した。連絡会では、各市町村の架け橋期の教育の充実に向けた取組の状況等について情報を共有するとともに、その方策等について協議を行った。加えて、各市町村等において架け橋期のカリキュラムを作成・実施する際のモデルとなるよう、「奈良県版架け橋期のカリキュラムモデル」を作成・周知した。また、県の就学前教育アドバイザーや指導主事を、各市町村等が実施する架け橋期の接続をテーマとした研修会等に派遣し、各市町村が進める架け橋期の教育の充実に向けた取組の支援を行った。

今後も、各市町村の実態に応じた架け橋期の教育が充実するよう、「奈良県版架け橋期のカリキュラムモデル」の活用方法等を周知するとともに、作成したカリキュラムを持続的に改善・実施するための体制整備の在り方や、その具体的な取組について情報を収集し、各市町村等と共有を図っていく必要がある。加えて、各市町村における架け橋期の教育の充実と就学前教育の質向上に資するよう、引き続き、各市町村等が主催する研修会等に、就学前教育アドバイザーや指導主事を積極的に派遣していく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■就学前教育アドバイザーの派遣について** ・就学前教育アドバイザーの派遣回数が延べ表記になっており、わかりづらい。就学前教育アドバイザーは何人なのか。一人当たりの派遣回数は約何回なのか。ごく限られた方が集中して担当しているような偏りも危惧されるため、誤読がないような記載にしてほしい。 ・就学前教育アドバイザーの派遣回数はどうして減少したのか。 **■「子どもに関わる大人」という表現について** ・「子どもに関わる大人」という表現が限りなく曖昧である。対象児は就学前の子どもであることはわかるが、ここで想定される「大人」とは、いわゆる親や祖父母などの近親者のほか、成人以降の青年、中年、高齢者、外国の人など様々な方を世代や地域を越えて対象に含めているのか。中高生は含まれるのか。もう少し丁寧な説明が必要ではないか。 **■「奈良県版架け橋期のカリキュラムモデル」について** ・できれば報告書にも公開ＵＲＬをきちんと提示し、誰もが閲覧できるようにしてほしい。 ・奈良県版というからには、他府県との違いや奈良県の特色も記述すれば、特徴がよく伝わるのではないか。さらに、改善・実施していくことを期待している。 ・カリキュラムを作成した市町村に対して、作成後にどのようなカリキュラム・マネジメントを実施しているか。また、実態把握はしているのか。カリキュラム・マネジメントの実態を共有することにより、よりそれぞれの園での実践を深めることが可能になるのではないか。 ・認定こども園の所管が教育委員会以外であっても、架け橋期プログラムは、小学校と連携した取組も含まれている。認定こども園等との架け橋期プログラムはどのような形で進められているのか。

県教委の 考え方	**○就学前教育アドバイザーの派遣について** ・令和７年度の就学前教育アドバイザーは２名、派遣回数は延べ 77 回（指導主事の派遣を含めると 88 回）である。就学前教育アドバイザー、一人当たり 38～39 回の訪問回数となり、２名で要請内容や地域を考慮しながら、協議の上、偏らないように担当を決定している。 ・就学前教育アドバイザーの派遣数が減少した理由として、主に２点あると考えている。１点目は、就学前教育アドバイザーの人員減である。令和６年度は４名配置であったが、令和７年度は２名となった。これは、令和６年度まで活用していた国の「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」におけるアドバイザー人件費補助の対象が、令和７年度から「実施実績が２年以下の自治体」に限定されたことによるものである。奈良県は対象外となったため、やむなく人員減となった。ただし、令和８年度は架け橋期のプログラムに関して、新たに国の予算を得ることができたので、令和８年度新たに２名を採用し、４名体制で進めている。２点目は、就学前教育アドバイザー派遣事業の変更である。令和６年度末をもって、「市町村アドバイザー養成研修」及び「はぐくみ講座」が終了したことに伴い、令和７年度から、小・中学校の要請訪問と同様に、幼稚園等の要請訪問の周知・募集を市町村に向けて行った。年度当初に市町村担当者に向けた説明会や要項送付は行ったが、公立幼稚園以外の幼児教育施設である認定こども園や保育所等の要請数が減った。今後も、県知事部局のこども保育課とより一層の連携を図りながら認定こども園や保育所等へのアドバイザーの派遣を検討していく。 **○「子どもに関わる大人」という表現について** ・「子どもに関わる大人」という表現については、文部科学省『幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）』において用いられている表現を引用したものである。「大人」とは、幼児教育施設や小学校の教職員だけでなく、保護者や祖父母、地域住民、関係機関の職員など、子どもの育ちや学びに関わる様々な立場の人々を広く含むものとして示されている。そのため、年齢や立場を限定する趣旨ではなく、地域全体で子どもの育ちを支えるという考え方を表したものである。地域活動や交流活動等を通して子どもの育ちに関わる存在となる場合には、「子どもに関わる大人」として広義に解釈されるものと考えている。誤解が生じないよう、できるだけ具体的な表現を用いることについても検討していく。

	○「奈良県版架け橋期のカリキュラムモデル」について ・義務教育課のWebページ（ＵＲＬ： https://www.pref.nara.lg.jp/n166/67966.html）に全体のＰＤＦファイルと、ワークシート部分の編集可能なパワーポイントファイルを公開している。また、各市町村に対しては、公開ＵＲＬ及びデータを送付済みである。 ・本資料は、奈良県独自の一律のカリキュラムを示すものではなく、各地域や小学校区において、幼児教育施設と小学校の関係者が協働しながら「架け橋期のカリキュラム」を作成・改善していく際の参考となるモデル例・手引きとして作成したものである。作成にあたっては、文部科学省が示している「架け橋プログラム」の考え方や、令和４～６年度の先行自治体の成果・課題及び手引き書等を参考にしている。奈良県版の特徴として、①県内で共通して活用できる共有シートや実践記録様式を示していること、②カリキュラムの“完成”ではなく、“協働的な作成プロセス”や“体制づくり”を重視していること、③各地域・学校区の実態に応じて柔軟に更新していることを前提としていることの３点がある。特に、本資料では「カリキュラムを完成させること」そのものではなく、作成や見直しの過程において、幼児教育と小学校教育双方の関係者が、地域や学校区の実態に応じた「期待する子ども像」を共有し、継続的にカリキュラムについて協議・改善していくことを重視している。 ・御指摘のとおり、架け橋期カリキュラムについては、作成すること自体を目的とするのではなく、その後の実践や改善につなげるカリキュラム・マネジメントが重要であると認識している。県教育委員会としては、既に架け橋期カリキュラムを作成している市町村に対し、令和８年度から実施予定の「市町村架け橋プログラムサポート事業」において、市町村が実施する研修会や協議会等へ県架け橋期コーディネーター等を派遣し、各地域における取組状況や課題の把握を行うとともに、実践の充実に向けた支援を進めていく。 ・令和７年度、架け橋期プログラムを作成しているのは、39 市町村中 18 市町村である。このプログラム作成の推進にあたり、各市町村の就学前担当主事、福祉部局担当者及び小学校教育担当指導主事を対象とした連絡会を開催した。県教育委員会としては県知事部局のこども保育課とも連携し、幼稚園のみならず認定こども園、保育所等が横の繋がりを築きながら、小学校区で接続を推進できるよう横と縦の繋がりづくりに努めている。就学前教育施設と小学校との関わりが非常に重要であることから、連絡会や協議会における協議の中で、基本的に市町村や小学校区を単位としてそれぞれの実態に応じた対話の機会を設定している。

柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

（１）新しい時代に求められる資質・能力の育成

施策の取組

No.	内　容
①	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善
②	県立高等学校における魅力化・特色化の推進

現状と課題

各学校において各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る取組が進められてきた。県でも、児童生徒の学習意欲向上に資するよう、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図ってきた。学ぶ力育成実践研究事業において公開授業及び協議、学ぶ力育成フォーラムにおいて本事業実践校の成果等の周知を行うなど、本県の学校教育の質の向上を図り、令和６年度の学ぶ力育成に係る研修の参加者は 145 名であった。全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和５年度に引き続き令和６年度においても、小・中学校ともに全国平均より下回っている。今後も、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図り、児童生徒一人一人の資質・能力の育成を図っていく必要がある。そこで、県では、教科等研究会と連携しての授業研究会や各教科等における授業の好事例の発信、校内研修等へ指導主事等の派遣を行うことで、各学校が、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めるよう支援を図っていく。

また、少子化により今後も生徒数の減少が見込まれる一方、中学生の入学動機や進路希望は多様化している。そこで、各県立高等学校は、それぞれが魅力的で特色ある教育活動を一層充実し、「この高等学校で学びたい」という価値を各校が創出し、生徒の興味・関心、適性・能力等に応じた学びを実現する必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	教育課程研究集会及び学ぶ力育成実践研究事業における実践校による公開授業等の実施	参加者の満足度 （肯定的回答 90%以上）	学ぶ力育成フォーラム 86.1% （－）
①	主体的・対話的で深い学びの実現に資する校内研修等への指導主事等の派遣	研究授業及び研修における指導主事等の派遣数の増加 （前年度比）	175回 （74回）
②	県立高等学校における魅力化の発信及び特色ある学習活動の展開	生徒の学校満足度の増加 （肯定的回答 87.0%以上）	86.8% （86.2%）

成果と今後の展開

各学校において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、誰一人取り残さない形で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、教育課程研究集会や全国学力・学習状況調査問題を活用した授業研究会、説明会等を実施した。これに加え「学ぶ力育成実践研究事業」では、「自らの力で学び、考え、コミュニケーション能力を高めるための授業改善について」をテーマとして、実践校12校において公開授業と研究協議等による研修会を開催したほか、１年間の研究成果を発表した「学ぶ力育成フォーラム」には300名を超える参加があった。また、校内研究に取り組む学校への支援として、指導主事等の派遣を年間175回実施した。

今後も、各学校において、児童生徒の学びの状況を的確に把握し、一人一人の資質・能力の育成が図られるよう、「自らの学びを調整する力」を育む指導の充実や、少人数・異学年集団における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する研究等を行い、それらの成果を周知していく。また、各学校の校内研修等に各教科等の指導主事や授業力向上指導委員を派遣することにより、各校の研究推進並びに教員の指導力向上に取り組んでいく。

県立高等学校の魅力発信について、令和６年度から、ＰＴＡ協議会と連携して「中学生の高校進学のための県立高校特色・魅力説明会」を実施している。次年度に受検を控える中学生保護者が、一つの会場で、興味をもっている県立高等学校の特色・魅力について担当者から聞くことができる機会としている。併せて、県内全ての県立高等学校では、各校の特色や魅力をまとめた魅力発信シートや学校紹介動画を作成しており、体験入学の情報とともに、県教育委員会が取りまとめ、Webページにアップし、各中学校に周知している。今後も引き続き、取組を進めていく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■個別最適な学びと協働的な学びについて** ・自ら学び、考え、意見を述べる力を育むことは、学校教育からいきなり始まることではない。校内研修等での指導主事の指導において、すでに就学前に芽生えた資質・能力を学校教育としてどう繋げていくかという視点が含まれているのか。もし含まれていない場合は、架け橋プログラムに関係する教員だけではなく、全教員がその視点をもって児童生徒の資質・能力を捉えられるようになると、より「個別最適」「協働的」というワードの理解が深まるのではないか。 **■学校への指導主事の派遣について** ・各学校への指導主事の派遣数については増加傾向にあるが、その内容（とりわけ校内研修に関する指導主事の関与の在り方）についての調査結果等があれば教えてほしい。

県教委の 考え方	**〇個別最適な学びと協働的な学びについて** ・御指摘のとおり、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現していく上では、子どもたちが小学校入学以前から遊びや生活を通して育んできた資質・能力を理解し、その学びを学校教育へ円滑につないでいく視点が重要であると考えている。現行学習指導要領においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10 の姿)」を踏まえた指導の工夫を通して、幼児期に育まれた資質・能力を基盤に、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにすることが示されている。特に、「協同性」「思考力の芽生え」「言葉による伝え合い」などは、その後の「主体的・対話的で深い学び」や、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」につながる重要な基盤であると捉えている。また、中央教育審議会における次期学習指導要領改訂に向けた議論においても、学校段階間の連携・接続の重要性や、多様な子どもたち一人一人の資質・能力を連続的に育む視点が重視されている。特に、子どもが興味・関心や特性に応じて学びを自己調整し、多様な他者と協働しながら学ぶことの重要性が示されており、その基盤は幼児期からの育ちや学びの連続性の上に成り立つものと考えている。そのため、架け橋プログラムに関わる教職員だけでなく、全ての教職員が、幼児期から育まれてきた資質・能力や学びの姿を理解し、児童生徒を連続的に捉えていく視点を共有することが重要である。今後も、校内研修や要請訪問等において、幼小接続や架け橋期の教育の重要性を意識的に取り上げながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の理解が、学校全体でより深まるよう努めていく。 **〇学校への指導主事の派遣について** ・令和７年度の校内研修等への指導主事等の派遣訪問数は 175 回であった。その内容に関しては、主に各教科等における授業研究等への指導及び助言や、各校の研究内容に関する講義等となっている。それに加え、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に取り組んでいる県内の学校の好事例などを具体的に示し、各校への支援を行っているところである。令和８年度は、指導主事等を派遣した学校に事後アンケートを実施・分析し、指導主事等の派遣が各校のニーズにあったものとなり、授業改善を通して、県内の子どもたちの資質・能力の育成に資するよう努めていく。

柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

（２）教育ＤＸの推進

施策の取組

No.	内　容
①	児童生徒の情報活用能力の育成
②	教員のＩＣＴ活用指導力の向上
③	教職員の校務の効率化

現状と課題

教員の「授業にＩＣＴを活用して指導する能力」は上昇しているものの、全国的なレベルの向上も目覚ましく、全国平均を下回ってしまっている。また、ＧＩＧＡスクール構想第Ⅱ期を迎えるにあたり、児童生徒の端末利活用をさらに促進するため、教員の児童生徒の情報活用能力を育成する能力の向上が必要である。

県立高等学校では入試における出願等の電子化や家庭との連絡機能開発により校務の効率化が進められている。今後、構築される環境を最大限に生かし、校務ＤＸを加速させたい。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	児童生徒の情報活用能力の育成に関する研修の充実と受講の促進	参加者の満足度 （肯定的回答 85%以上）	78.7% （－）
②	教育におけるＩＣＴ活用に関する研修の充実と受講の促進	参加者からのアンケート回答率の増加（85%以上）	100% （78.1%）
③	校務支援システムを有効活用できるよう、操作等研修の充実と受講の促進	参加者の満足度 （肯定的回答 80%以上）	51.6% （－）

成果と今後の展開

児童生徒の情報活用能力の育成に向けた研修の充実と受講促進について、受講者アンケートの結果から達成状況を分析した。満足度は目標値に達しなかったものの、受講者の間では、ＩＣＴを単なる「効率化の道具」ではなく、「令和の日本型学校教育」を実現するための不可欠な基盤であるとする理解が深まっている。

また、情報活用能力の育成は単なるスキル習得にとどまらず、自立した学習者を育てるために必要であるとの認識も改めて共有された。高い実践意欲を示す回答も多く、研修内容の方向性は妥当であると判断している。

一方で、満足度が伸び悩んだ要因としては、個別最適な学びや協働的な学びへの転換に対する不安、自身のＩＣＴへの習熟度や知識不足を懸念する声があったことが挙げられる。加えて、市町村間のインフラ環境の格差も影響していると推察される。今後は、これらの課題に対応すべく、受講者への継続的な情報提供や、市町村教育委員会に対する環境整備の助言を行っていく。

教育におけるＩＣＴ活用に関する研修では、アンケート回答率100%を達成した一方、一部で当日欠席が目立った。欠席者を低減するため、より魅力的な研修の立案や、適切な実施時期の再検討を図る。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■研修参加者の満足度について** ・受講者アンケートの結果で満足度が概ね低かった理由の一つとして、各学校での問題意識と研修内容がうまく合っていなかったのではないか。特に、「効率化の道具」ではない活用方法は、授業改善とセットで検討することも必要ではないか。また、操作と活用デザインを分けることによって、操作が不得手だから活用デザインも考えられないということにはならないようにできるのではないか。 **■ＩＣＴ関係の研修会の欠席（キャンセル）率について** ・ＩＣＴ関係の研修会の欠席（キャンセル）率の高さは、対面で実施しているからなのか。それとも、研修内容が研修希望者のニーズに一致していないからなのか。もう少し詳しい原因分析を教えてほしい。 ■情報リテラシー**について** ・１人１台端末となり、児童生徒が小学校１年生からインターネット環境に接するため、様々な事件等に巻き込まれる可能性が非常に高くなっていると思われる。情報を活用する能力だけでなく、リテラシーについての取組も重要と考えるがどのような取組をされているか。

県教委の 考え方	**○研修参加者の満足度について** ・アンケート結果から満足度が低い理由を検討した。まず、取組 No.①児童生徒の情報活用能力の育成に関する研修では、研修内容が具体的な授業でのイメージに繋がりにくかったことが挙げられる。情報活用能力の育成のために子どもたちにどのように働きかけるのかなど、より具体的な姿がイメージしやすい内容を盛り込むことが必要であると考えている。また、取組 No.③校務支援システムに関する研修では、参加者のニーズが満たされなかったことが挙げられる。例えば、多くの参加者が「使い方を知りたい」と考えていたところ、システムの設計や概要に関する説明が中心となったり、搭載予定段階の機能についての説明で、実際に操作しながら受講できない場面があったりしたことが要因であると考えている。校務支援システムに関する研修は、「管理職向け」「教務主任向け」「一般向け」など対象者と目的を絞り込んだ研修とすることで、「活用デザイン」「操作」のいずれに重点を置くかをはっきりさせることができると考えている。さらにシステム運用を通じて蓄積されたデータの活用が、授業改善に繋がることについて伝えていくことで、受講者のシステム活用に関する研修講座に対する認識を広げ、満足感の高い研修となるように努める。 **○ＩＣＴ関係の研修会の欠席（キャンセル）率について** ・文中で述べた「欠席が目立った一部の研修」は 10 月、11 月に実施したものを指している。これらは対面とオンラインのハイブリッドで行ったものである。これらの研修における欠席理由は、「研修講座の申込み（５月）以降に２学期の予定が追加で組まれた」「学校行事の前後のため参加が難しくなった」というものが多く、また同時期に実施された他のテーマの研修でも同じ傾向が見られた。ニーズの不一致による欠席を予防するために、申込み段階で研修内容がよりよく伝わるよう、研修内容を伝える資料における説明や表現を工夫していく。 **○情報リテラシーについて** ・現行の学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む）」が学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられた。この育成のために、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。情報社会において、子どもたちが様々な事件等に巻き込まれないために、自身で情報の真偽を確かめたり、不用意な情報発信を行わないように注意をしたりする力は、情報モラルに含まれるものとして、発達段階に応じて各学校で育成の取組が行われてきた。具体的には、外部の専門家による「情報モラル教室」の開催、１人１台端末の持ち帰り時におけるルール作りを通じた指導などがある。さらに家庭にも協力を求め、保護者に対する啓発も行われている。こうした指導内容については各学校に任されているが、県域で共通の学習基盤を使っていることから、県内全ての児童生徒が一定の水準で身につけるべき力もあると考えている。そこで現在、県と市町村の教育委員会で構成する協議会において検討を進めており、今後、全ての学校で「情報活用能力」を共通の認識で捉え、歩調を合わせた指導ができる環境の整備を通じて、そのさらなる向上を図っていく。

柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

（３）豊かな心の育成

施策の取組

No.	内　容
①	一人一人の主体性を育む道徳教育の充実
②	郷土の伝統・文化に関する教育の推進

現状と課題

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査によると、挑戦心、自己有用感、幸福感等に関する質問に肯定的に回答する児童生徒の割合が全国の回答状況を下回る傾向がみられ、望ましい人間関係づくりや個の自律について充実を図る必要がある。

子どもたちが様々な体験を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うという道徳教育を推進することは、社会の変化に対応し、その形成者として未来を拓く主体性のある人間を育成する上で重要な役割を担っている。今後も、各学校の道徳教育推進教師を中心とし、特色ある道徳教育を一層推進するとともに、指導に際して全教職員が協力し合う指導体制の充実を図ることが求められる。

そして、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることも必要である。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	学校の特色を生かした道徳教育の推進に向けた実践研究の実施とその成果の周知	各校の道徳教育を推進する教員等を対象とした研修会の開催 （２回）	２回 （１回）
②	「奈良ＴＩＭＥ」の取組の充実及びその成果の発信	学習研究発表会の開催 （１回）	１回 （１回）

成果と今後の展開

各校の道徳教育を推進する教員等を対象とした、県内公立学校における公開授業及び特色ある道徳教育を一層推進するとともに、指導に際して全教職員が協力し合う指導体制の充実を図ることを目的とする研修会を年２回開催し、延べ220名の教員が参加した。

今後も、各校における道徳教育の推進を図るため、各校の道徳教育を推進する教員及び各市町村教育委員会担当者等を対象とした研修会を開催するとともに、特色ある道徳教育を推進している実践事例を周知することで、道徳教育の充実を図る。

「奈良ＴＩＭＥ」は郷土の伝統、文化等に対する興味・関心や理解を深めるとともに、国際社会の中で自立した社会人として生きる力を身に付けることを目的として、全ての県立高等学校で取り組んでいる。「奈良ＴＩＭＥ」に係る学習の成果を共有するため、これまでは、代表校生徒による学習研究発表会を実施してきた。令和７年度は、全ての県立高等学校の代表生徒が成果を発表して共有できるよう、その実施方法を見直し、ポスターセッションを実施した。また、令和７年度から、「郷土の伝統・文化に関する教育の推進」を県立高等学校の中期計画の目標の一つとし、年度末に「奈良ＴＩＭＥ」を含めた郷土に関する生徒の学びの成果について調査等をとおした評価を行い、成果を把握していく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■全国学力・学習状況調査結果について** ・「全国学力・学習状況調査結果を受けて、望ましい人間関係づくりや個の自律について充実を図る必要がある」とあるが、調査結果を受けて一喜一憂する必要はないと思う。しかし、全国平均を下回る傾向については考察や検討が求められる。望ましい人間関係とは何か、人間関係づくりに求められる工夫とはどういうことか、さらに個の自律が欠ける部分があるのかなど、検証をしてほしい。 ・道徳教育を推進する教員等を対象とした研修会開催が年２回と前年度より増えたことは評価できる。一方で、「現状と課題」にもあるように、「挑戦心、自己有用感、幸福感に関する質問に肯定的に回答する児童生徒の割合が全国の回答状況を下回る傾向」がみられるのは、ゆゆしき事態である。教育の土台である知・徳・体のうち、奈良県の特色を活かした徳育とともに、児童生徒が生きる力を養えるよう、より踏み込んだ方策が必要ではないだろうか。 **■道徳教育推進教師について** ・道徳教育推進教師は各学校、つまり小・中・高の学校ごとに１名いるという理解でよいのか。年度ごとに割り振られるのか。担当教科の偏りや固定などはあるのか。 **■奈良ＴＩＭＥについて** ・地道な活動の積み重ねが行われていると高く評価している。奈良県の公式サイトの公開ＵＲＬでまとめて紹介されているのか。成果発表が広く公開されていく方向で検討してほしい。 ・奈良ＴＩＭＥの取組は非常に評価できる。また、成果を共有すべく、学習研究発表会があるのも評価できる。全ての県立高等学校で取り組んでいるので定着化が図れ、探究的な学びの推進へとつながる。今後は他校との連携を含めた広域展開を視野に入れてはどうか。 **■全般について** ・柱２（３）は人格形成全般に関する広範な目標・内容を含むはずであるが、取組は「道徳教育の研修実施」「奈良ＴＩＭＥの学習発表会の実施」の２つとなっており、目標・内容の広範さと対応していないように思える。取組の成果指標に問題があると指摘したいわけではないが、県として、とりわけ各基礎自治体の学校等の人格形成に関する教育をどのように支援するかについて、「現状と課題」の中で記述したほうがいいのでないか。

県教委の 考え方	**○全国学力・学習状況調査結果について** ・現在の日本社会が抱えている正解主義や同調圧力への偏りから脱却し、多様性を包摂し、一人一人が物事を自分事として捉え、自分の意見を形成し、対話と合意ができる関係性を構築できるような取組を進めていく必要があると考えている。児童生徒の社会参画の意識や将来の夢をもつ児童生徒の割合等について、これからも全国学力・学習状況調査の結果等を注視していく。 ・本県の子どもたちの豊かな心の育成に資するよう、引き続き、道徳教育推進教師等を対象とした研修の質的充実を図るとともに、県内各地域や学校における実践事例の収集を行い、全ての教員及び地域、家庭等に向けて周知啓発を行い、道徳教育の推進に努めていく。 **○道徳教育推進教師について** ・小・中・高・特のいずれの校種においても学校長の方針の下、道徳教育推進教師が置かれている（学習指導要領　総則に明記）。担当者の人数や任期、人選はそれぞれの学校により異なる。 **○奈良ＴＩＭＥについて** ・これまでも毎年度、全県立高等学校における「奈良ＴＩＭＥ」に係る学習の成果を共有するため、代表校生徒による学習研究発表会を実施してきたが、令和７年度は初めての試みとして、コンベンションセンターにて、全ての県立高等学校（全日制課程）の代表生徒が発表する機会を設けて成果を共有した。その様子は、県知事部局の広報広聴課により県公式 YouTube にて公開されている。 ・現在は各校の「総合的な探究の時間」担当教員が参加する「総合的な探究の時間」部会において、「奈良ＴＩＭＥ」に係る学習指導案の共有等を行っている。今後、複数の学校で連携して探究的な学びを進めることについて検討していく。

	〇全般について ・人格形成に関わる「豊かな心の育成」については、各学校で教育活動全体の中で取り組んでいるところであるが、県教育委員会としては、第３期奈良県教育振興大綱に基づき、推進プランの中で施策の取組をまとめている。目標・内容は広範であるが、施策を焦点化し、「道徳教育の研修実施」と「奈良ＴＩＭＥの学習発表会の実施」の２点に絞って取組を行っている。御指摘いただいている点を踏まえ、記述内容を検討していく。

柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

（４）読書活動の推進

施策の取組

No.	内　容
①	学校、家庭、地域等が連携・協力した読書活動の推進
②	子どもの読書活動に関わる人材の育成や普及啓発活動の推進

現状と課題

「学校図書館担当者協議会」や「子ども読書活動推進フォーラム」等を開催し、学校図書館担当者や子どもの読書活動に関心のある学校関係者以外の方々を対象に子どもの読書活動の推進に向けた研修を実施し、113 名の参加があった。情報交換や今後の取組に向けた協議を行ったが、令和７年度も、学校・家庭・地域等が連携し、学校図書館の環境整備や読書に関する取組の充実等により県内の読書活動を充実させていく。

Web ページなどの広報媒体を活用して、様々な読書活動推進の実践事例の紹介や啓発に努める。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	学校図書館担当者に対する読書活動推進に係る研修の実施	研修参加者の満足度 （肯定的回答 90%以上）	子ども読書活動推進フォーラム 91.7% （100%）
②	子どもの読書活動の推進に関する事例の収集・周知	事例収集及びWeb ページ等における周知	Web ページにおける周知

成果と今後の展開

子どもの読書活動に係る取組の在り方について、学校図書館の利活用促進や地域との連携等、多様な視点から情報共有を行うことにより、読書活動の推進を図ることを目的として「子ども読書活動推進フォーラム」を開催した。当日は学校図書館担当者や子どもの読書活動に関心のある方々など、55名の参加があった。本フォーラムでは、県内の読書活動優秀実践校及び団体による事例発表のほか、参加者による情報交換や今後の取組に向けた協議、有識者による講義を行った。参加者に対して満足度を調査したところ、９割以上の肯定的回答を得ることができた。

今後も、学校・家庭・地域等が連携し、学校図書館の環境整備や読書に関する取組の充実等により、県内の読書活動を推進していく。また、Webページ等の広報媒体を活用し、様々な読書活動の実践事例の紹介や啓発に努めていく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■読書活動について** ・家庭とどのように連携・協力した読書活動の推進をされているのか。 **■全般について** ・柱２（３）豊かな心の育成に対し、柱２（４）の読書活動の推進の目標・内容設定は、「狭い」ように感じられる。学力形成、人格形成、体力形成の３本柱と並んで「読書活動」が置かれているのはなぜか。個別の取組も大事だが、いま改めて「なぜ学校は読書活動を推進するのか」について根本的な議論を行い、その結果を本資料（報告書）に反映していったほうがいいのではないか。

県教委の 考え方	**○読書活動について** ・「家庭との連携・協力」については、家庭への読書啓発の観点から、主に就学前からの読書の習慣づけと「子ども読書活動推進フォーラム」での情報共有を図っている。具体的な取組としては、令和６年度に家庭での読書を推進する「家読（うちどく）啓発チラシ」を作成し、就学前教育施設へ配付することで、早期からの家庭における読書環境づくりを働きかけた。令和７年度は、各地域の実情に応じた柔軟な活用を促すため、希望する市町村へ同チラシのデータ共有を行い、市町村や学校を通じて各家庭へ浸透を図った。また、「子ども読書活動推進フォーラム」においては、有識者による「子どもの読書を支援するために～学校、地域、家庭の連携～」と題した講義や、優秀実践校等による家庭と連動した事例について発表を行うとともに、参加者間で情報交換や協議を行った。今後は、子ども読書活動推進会議での意見も踏まえ、関係部局ともさらに緊密に連携しながら、Web ページ等の広報媒体も活用し、家庭向けの啓発活動や実践事例の周知を一層強化していきたい。 **○全般について** ・令和７年３月に県教育委員会が策定した「奈良の学び推進プラン」において、読書活動は単なる個別の取組ではなく、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないもの」と位置づけている。また、急激に変化する時代において必要とされる読解力や想像力、思考力等といった全ての学力形成や人格形成の基盤を養う上でも極めて重要な役割を果たすものであると考えている。今回の御指摘を踏まえ、個別の取組の検証にとどまらず、「なぜ学校で読書活動を推進するのか」という本質的な目的や目指すべき方向性が本資料からも明確に伝わるよう、目標や記述内容を検討していく。

柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

（５）健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

施策の取組

No.	内　容
①	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実
②	学校における体系的で継続的な食に関する指導の充実
③	子どもの体力・運動能力、運動習慣等の向上

現状と課題

児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化に伴い、ますます多様化・複雑化する学校における健康課題に対応するため、各学校では学校保健委員会を開催し、組織的な課題解決に取り組んでいるが、実践に繋がる研修会の開催など、その内容の充実を図ることが課題となっている。

各学校では「食に関する指導の全体計画」に基づき食に関する指導に取り組むことで、学校教育全体を通じた食育の推進に努めている。今後も、学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭等と連携しながら日々の給食指導や教科等の学習の時間を活用し、これまで以上に地域や家庭と連携しながら学校全体で組織的な取組を推進していくことが課題となっている。

体力テストにおいては、小・中学生男子で全国平均を上回った。特に中学生男子は、令和５年度までの低下傾向から向上に転じた。一方、女子に関しては小・中ともに全国平均を下回った。特に中学生女子の体力低下傾向が継続している。運動の楽しさを知り、自発的に運動できる「運動好き」な児童生徒を育成するため、体育の授業内容の充実を図ることが課題となっている。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の推進	学校保健委員会の開催率の増加（前年度比）	小学校 90.8%（92.4%） 中学校 83.5%（90.8%） 高等学校 97.1%（100%） 特別支援学校 100%（100%）
②	「食に関する全体計画」に基づいた組織的な食に関する指導の推進	食育推進委員会の開催率の増加（前年度比）	小学校91.4%（83.2%） 中学校89.3%（71.8%） 高等学校91.7%（88.9%） 特別支援学校100%（100%）
③	児童生徒の運動習慣向上に繋がる体育授業の充実に向けた取組の推進	ステップアップミーティング〔教職員を対象とした研修会〕への参加者数の維持または増加（前年度比）	391 人 （437 人）

成果と今後の展開

医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携を図り、学校保健に係る研修会等の機会がある度に学校保健委員会の開催の必要性を周知し、学校保健委員会の開催率の向上に努めたが、開催率が減少した。学校保健委員会の重要性を認識してもらえるよう、更なる周知に努め、開催率の増加を図る。

管理職及び栄養教諭等を対象とする研修会を通じて、食育推進委員会等の校内組織を中心とした学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な取組の重要性について周知したことで、食育推進委員会の開催率が増加した。多くの学校では、日頃より、学校給食を活用した食に関する指導を行ったり、ＩＣＴを活用した調理動画・食育教材を用いた取組や便り等を通じた広報活動を行ったりするなど、学校教育活動に組み込まれた継続的な取組となっている。今後も研修会等を通じて、食に関する指導の全体計画に位置付けた指導が継続的に進められるよう啓発に努めたい。

教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会(ステップアップミーティング)を年間３回開催した。「体育の授業を充実させ、運動好きな子どもを育てる」を合い言葉に、器械運動など苦手意識を持つ児童生徒が多い種目の効果的な指導方法や評価について研修を重ね、教員の資質向上につなげることができた。今後も研修内容の充実と参加者の増加に努めたい。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■食育推進委員会について** ・学校給食のほか、学校全体での取組が充実し、成果が認められる。この方向性でさらに継続してほしい。 **■運動習慣向上について** ・食育の充実と、体力向上や運動習慣の向上は相互に関連する事項である。健康な心身を育む両輪として位置付けてさらなる充実を望む。 **■研修会の開催率について** ・開催率や参加者数が前年度比で減少している取組もみられるが、今後の展開として示されている「周知」や「研修内容の充実」について、参加促進に向けた具体的な工夫や取組があれば伺いたい。

県教委の 考え方	**○食育推進委員会について** ・引き続き、管理職や栄養教諭等を対象とした研修会を通じて、食育推進委員会等の校内組織を中心とした教育活動全体を通じた組織的・計画的な取組の重要性について周知し、食育推進委員会の開催を促していく。 **○運動習慣向上について** ・学校保健委員会における検討課題として食育を含む生活習慣の改善と体力向上を関連づけて議論し、組織的な健康課題の解決に取り組むことが重要と考える。今後も保健主事会等を通じその必要性を促していく。 **○研修会の開催率について** ・研修会への参加促進に向け、研修会の内容を企画するにあたり、組合交渉等様々な機会を通して得た情報を元に、学校現場のニーズに応じた内容にするよう工夫した。引き続き、どのような研修を開催すれば学校現場の役に立つのか考え、可能な限りニーズに沿った研修内容となるよう努めていく。

柱２　自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育の推進

（６）特別支援教育の充実

施策の取組

No.	内　容
①	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用
②	特別支援教育に関する研修会の実施

現状と課題

一人一人の幼児児童生徒が個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにするためには、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と実効性のある活用が重要である。令和６年度、通常の学級に在籍し、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成している児童生徒〔通級による指導を受けている児童生徒を除く〕の割合は、個別の教育支援計画で 96.3%、個別の指導計画で96.4%となっている。今後は、継続して各計画が必要な全ての児童生徒に作成されることを目指し、加えて各計画の内容を基にした授業の計画、ケース会議等での各計画の活用、就学・進学等の移行期においての各計画に基づいた引継ぎ等、実効性のある活用がなされるよう取組を進めていく必要がある。

小･中学校等だけでなく､高等学校においても特別な支援を必要とする生徒が在籍していることから、全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるための研修を継続して実施する必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	市町村教育委員会特別支援教育担当者対象の協議会における各計画の作成や活用についての重要性の周知及び協議による課題の発見と解決	通常の学級に在籍する児童生徒〔通級による指導を受けている児童生徒を除く〕で、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する必要があると判断した児童生徒のうち、各計画を作成している割合の増加（前年度比）	個別の教育支援計画作成率 84.5%（96.3%） 個別の指導計画作成率 88.5%（96.4%）
②	学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修の実施	特別支援教育に関する研修を実施した学校〔小・中学校等、高等学校〕の割合の増加（前年度比）	95.5% （92.7%）

成果と今後の展開

市町村教育委員会特別支援教育担当者対象の協議会において、各学校が、特別な教育的ニーズのある児童生徒に個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、日々の指導・支援やケース会議などに活用することについて協議を重ねてきた。各学校の活用を推進するために、市町村教育委員会としての役割について協議をする中で、各市町村が取り組んでいる好事例を共有し、今後の施策に反映できるようにした。一方で、各計画が活用されにくい背景には、各計画作成時の児童生徒の実態把握が難しい、また作成することが目的となっているなどの課題が整理されたことから、教員が子どもの実態把握をする力を向上するための取組をはじめ、各計画の作成及び実効性のある活用に向けた取組を進める必要がある。

指導主事等が各校を訪問し、特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任等へ助言を行っている。また、各校の実情やニーズに応じた研修を実施するため、各校園の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら職員研修を実施している。加えて、特別支援学校のセンター的機能の役割を強化するために、特別支援学校の地域支援担当者に対して、小・中学校等の現状について情報提供を行うとともに、各特別支援学校が取り組んでいる地域支援について実践事例を共有するなどして、特別支援学校のセンター的機能の役割の強化を図ってきた。引き続き、各校への研修や特別支援学校のセンター的機能の強化に努める。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■特別な教育的ニーズのある児童生徒について** ・対象の書き方にばらつきがあるのではないか。「一人一人の幼児児童生徒」と記述しながら、具体的な記述には小・中学校等の児童生徒を対象にし、今後は「小・中学校等だけでなく、高等学校においても」と言及されている。ここでは、児童生徒に限定しているという理解でよいのか。就学前の幼児への特別支援教育はどのようになっているのか。 **■教員が特別支援教育に関する知識や理解を深めることについて** ・「全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深める」という表現について、まさに、免許の取得状況に関わらず、全ての教員に求められている。ますます充実してほしい。 **■各市町村が取り組んでいる好事例の共有について** ・この視点はとても良い。市町村という行政単位を越えて共有することによって、より良い効果が得られる。 **■特別支援教育コーディネーターについて** ・特別支援教育コーディネーターは各学校で、年度ごとに担当する仕組みになっているのか。同じ人に偏らないような工夫がなされているのか。できれば、あらゆる教員が経験するのが望ましいと考える。 **■個別の教育支援計画や個別の指導計画について** ・一人一人の発達や障害の状況に応じて適切な支援が受けられるように、支援や指導の計画の作成率を指標としており、概ね作成率は高水準で評価できる。しかし、令和６年度より数値が下がっているためその理由を知りたい。また、目的は「実効性のある活用」であるため、今後は作成された計画の「活用率」を指標にするのが適切だと考える。 **■特別支援教育に関する研修会について** ・令和６年度より、各小・中学校等・高等学校での研修を実施した学校が増えており、評価できる。引き続き、特別支援学校のセンター的機能の役割を強化し、各校園との連携を図ってほしい。

県教委の 考え方	**○特別な教育的ニーズのある児童生徒について** ・全ての学校園に特別な支援が必要な幼児児童生徒が在籍しているという前提の下、一人一人の幼児児童生徒が障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにするため、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や活用が必要であると考えている。その中でも、本施策では特に義務教育段階で各計画作成が義務化されていない「小・中学校等の通常の学級に在籍し各計画の作成を必要とする児童生徒」の作成率の向上に焦点をあてた目標値を設定している。また、研修においても、就学前から高等学校段階において特別支援教育の視点が一層必要となってきていると考えており、全ての学校園の教員への研修の充実に努めているところである。 **○教員が特別支援教育に関する知識や理解を深めることについて** ・全ての学校園の教員を対象に特別支援教育に関する研修を実施している。また、学校園のニーズに応じて、職員研修等も行っている。引き続き、全ての教員が特別支援教育に関する知識や理解を深められるよう、研修の充実に努めていく。 **○各市町村が取り組んでいる好事例の共有について** ・市町村の規模によって課題や取組内容に違いはあるが、他の市町村の取組を知ることで、新たな課題の発見や解決の方策の検討、各自治体で取り組めている部分に気付く契機になればと考えている。 **○特別支援教育コーディネーターについて** ・特別支援教育コーディネーターについては各学校長により指名されている。御指摘のとおり、年度ごとに担当することで多くの教員が経験できる利点がある。一方、一定期間継続して担当することで、校内委員会やケース会議実施プロセスの整理、校内研修の体系化などの校内体制の充実につながる面もあると考えている。各学校の状況に応じて、校長のリーダーシップの下、校内体制の充実が図られるよう、管理職研修等にて伝えている。

	〇個別の教育支援計画や個別の指導計画について ・特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒が令和６年度から令和７年度にかけて増加しており、各計画の作成率は 100%となっている。併せて、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない児童生徒のうち、個別の指導計画の作成が必要な児童生徒も増加傾向にあるため、作成率は低下しているものの、作成件数自体は増加している。指標については、「実効性のある活用」のためには、まずは必要な児童生徒に対して確実に各計画を作成することが必要であると考え、目標と目標値を設定した。併せて「実効性のある活用」に関する取組は、令和７年度より市町村教育委員会の特別支援教育担当者連絡協議会において、各計画を活用する際の課題や工夫について協議・検討しているところである。 **〇特別支援教育に関する研修会について** ・市町村教育委員会の特別支援担当者連絡協議会や各種研修会において、引き続き、特別支援学校のセンター的機能の活用について周知していく。また、特別支援学校の地域支援担当者とともに、特別支援学校のセンター的機能の在り方について検討し、更なる充実を図っていく。

柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

（１）教員の働き方改革

施策の取組

No.	内　容
①	長時間勤務の是正
②	支援スタッフの配置の充実

現状と課題

市町村立学校における勤務時間の把握については、全ての市町村において客観的な方法での勤務時間を把握する体制が整備された。また、在校等時間の上限規則も全ての市町村が制定済みである。今後は、時間外在校等時間の縮減に向け、現状の公表や、業務改善方針・計画の作成、在校等時間に係る目標設定等を行っていくことが必要である。

教育職員の時間外在校等時間の縮減は、働き方改革の最重要課題であるが、教育委員会や学校により取組状況に差がみられる。各自治体の取組状況を把握しながら、情報提供や先行的に行っている事例の情報共有などにより、県内全体における働き方改革を着実に推進していく必要がある。

教員の長時間勤務の要因の多くを部活動指導が占めているという現状を踏まえ、学校部活動の在り方を検討し、教員の負担軽減に対する措置が課題となっている。

教員の負担軽減とともに、教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を少しでも多く確保できるよう、令和６年度から教員を支援する外部人材を配置する市町村に対する補助割合を大幅に拡大し、支援スタッフの配置拡充を図っている。市町村の活用状況や現場の声を十分に聞き取って、より実効性のある有効な取組に繋げていく必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	県立学校における在校等時間の公表及び市町村教育委員会へ公表に向けて取り組むよう周知	公表した市町村数の増加（前年度比）	９市町村 （２市町村）
①	時間外在校等時間縮減に向けた目標設定について市町村教育委員会へ周知	目標を設定した市町村数の増加（前年度比）	31 市町村 （17 市町村）
①	市町村教育委員会を対象とした働き方改革推進に向けた、県主催研修会の実施	研修内容の満足度の増加 （肯定的回答 80%以上）	91% （89%）
①	学校部活動による教員の負担軽減	部活動指導員の配置希望校への充足率の維持（前年度比）	100% （100%）
②	支援スタッフの配置	教員業務支援員の配置希望校への充足率の維持（前年度比）	100% （100%）

成果と今後の展開

令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、令和８年４月より服務監督教育委員会は業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、実施状況の公表及び総合教育会議への報告を通じて教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、検証及び改善を重ねていくことが必要であるとされた。

働き方改革の重要な課題の一つである教育職員の時間外在校等時間の縮減は、教育職員の健康と福祉の観点からも目標を明確にし、着実に進めていくことが重要である。令和７年度時間外在校等時間の目標を設定している市町村数は、令和６年度と比較すると17市町村から31市町村へと増加している。また、令和７年度は、県の業務量管理・健康確保措置実施計画として「学校の働き方改革推進プラン」を改定し、時間外在校等時間の縮減に加えて、新たに教職員のウェルビーイングの向上に関する目標も設定し、働きがいの向上にも取り組むこととした。市町村教育委員会における計画策定のための支援として、策定状況の共有や策定に向けた情報提供を行ってきた。今後は、計画の実効性の確保や時間外在校等時間の公表に向けて、各市町村教育委員会の取組が共有できるような環境を整え、県全体で一丸となって学校における働き方改革を推進していく。

教員の長時間勤務の要因の多くを部活動指導が占めているという現状を踏まえ、教員に代わって指導・引率等が可能な部活動指導員を配置することで教員の負担軽減を図っている。部活動指導員の配置を希望する全市町村に対し、支援を行うことができた。

今後は、県立学校への配置拡大を実現するための予算確保に努めたい。

教員の負担軽減とともに、教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を少しでも多く確保

	できるよう、令和６年度から教員を支援する外部人材を配置する市町村に対する補助割合を大幅に拡大し、支援スタッフの配置拡充を図っている。令和７年度は、36団体250校に支援スタッフを配置した。今後も市町村の活用状況や現場の声を十分に聞き取って、より実効性のある有効な取組に繋げていく必要がある。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■教員の働き方について** ・働きがいの向上（安心して働ける環境整備）について、校外の相談窓口は些細なことでも気軽に相談できるものにし、その旨を教員の方には周知してほしいと考えている。また、窓口で受け付けた相談内容について、匿名性に配慮した上で集約・分析することで、教員の抱える悩みを把握し、今後の対策の検討にも活かせるのではないか。 ・教員の働き方改革を進めるにあたって、仕事と私生活の切替えは、心身の健康を維持するのに重要であると考えるので、教育職員の時間外在校等時間の減縮に加えて、持ち帰り仕事の減縮に向けても積極的に取り組んでほしい。その際に、教員のやりがいを維持できる方法としてほしい。 **■支援スタッフの配置について** ・これまで行われた具体的な支援の内容（希望を伝える方法、業務の内容、配置の条件、支援スタッフの職種や経験等）はどのようなものか。 ・支援スタッフ等の活用については、学校現場の声を十分に聞き取りながら、より実効性のある取組につなげていく必要があるとしているが、長時間勤務の是正や教員の働き方改革、子どもと向き合う時間の確保について、現場ではどのような変化や効果が感じられているのか。 ・支援スタッフの配置は効果があり、教職員の負担軽減につながっていることから、喜びの声をアピールしてほしい。

県教委の 考え方	**○教員の働き方について** ・県教育委員会では、メンタルヘルス対策を組織横断的に進めるメンタルヘルス推進室を設置し、その相談窓口を教育研究所に置いている。相談については、電話だけでなく、Google Forms でも受け付けており、気軽に相談できる体制をとっている。なお、本取組については、いいネットならアカウントを所有する全ての教職員にメンタルヘルス啓発チラシをメールにて配布し、周知している。また、窓口で受け付けた個別の事案については、状況に応じて関係課や当該教職員在籍校の校長、当該校設置教育委員会とも情報共有をし、支援につなげている。 ・学校における業務の見直しを行うことは、教職員の負担軽減に大きく関わる。また、本来の業務により多くの時間とエネルギーを注ぐことで、教育の質の向上を図ることができる。「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」についてさらなる見直しを進めていく。持ち帰り仕事はそもそも行うべきでなく、そのようなことのないよう、引き続き市町村立学校の教職員の服務監督教育委員会である市町村教育委員会及び各校長に周知していく。 **○支援スタッフの配置について** ・市町村における教員業務支援員は、全校配置を目標としている(小規模校で学校からの希望がない場合を除く)。実施主体は市町村教育委員会であるため、ヒアリングを基に回答すると、支援スタッフへの業務の伝達方法は、管理職等がとりまとめたり、依頼シートを用いたり、口頭で行われている。業務内容は、庶務が主であり、印刷、電話・来客対応、掲示物貼り、教材の作成補助などを行っている。以前に教員や事務職をしていた方が支援スタッフとして活躍している。また、県立学校における教員業務支援員は、令和８年５月 21 日時点で 47 名配置している。具体的な業務の内容については、教員業務支援員の個々のスキルに応じてデータの入力や校内掲示物の作成、行事予定の板書、電話・来客対応など多岐にわたる内容となっている。業務の依頼については依頼書を作成している場合や本人への口頭での直接のやりとりで伝えている場合など各学校の実情に応じて行われている。最後に、副校長・教頭マネ

	ジメント支援員については、標準学級数が 25 学級以上の学校に配置し、副校長・教頭の業務内容をサポートすることができるよう、退職教員や教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等から任用している。業務内容については、勤務管理業務の支援や、施設管理、保護者や外部との連絡調整等、学校に応じたものとなっている。 ・市町村に教員業務支援員を配置することにより、教員の年間平均時間外在校等時間の縮減達成に繋がっている。ヒアリング実施した全ての市町村から、効果があったと報告を受けている。具体的な効果としては、子どもたちと向き合う時間の確保、授業準備・学級運営・教材研究・生徒指導・教育相談に充てる時間の確保等ができ、本来の教員のすべき仕事を行う時間が増えたことで教育の質の向上に繋がっている。この事業は教員の負担軽減による働き方改革への効果が大きく、今後も継続していきたいと考えている。また、県立学校に教員業務支援員を配置することにより、多くの学校から、効果があったと報告を受けている。学校によって多岐にわたる業務を担っていることから、教員の負担軽減に対する効果が大きく、今後も継続していきたいと考えている。最後に、副校長・教頭マネジメント支援員を配置することにより、副校長・教頭の長時間勤務改善は配置校により差はあるが効果は出ている。支援員が事務的な補助業務を担うことで、副校長・教頭が教育活動や学校運営に注力でき、組織全体の活性化に繋がっている。特に支援員が退職教員の場合は、業務について助言を求めることができるため円滑な学校運営にも効果が出ている。 ・支援員の人件費は、国の補助金を活用していることから、配置による効果を国に報告している。併せて、知事から定例記者会見等でその効果について広く県民の方に発信するなど、多くの方に御理解いただけるよう取り組んでいる。

柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

（２）教職員の資質向上

施策の取組

No.	内　容
①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備
②	研修講座の内容の充実
③	ＩＣＴを活用した研修講座の実施

現状と課題

専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備や研修講座の内容の充実に向け、国の指針に基づいて「奈良県教職員の資質向上に関する指標」及び「奈良県教職員研修計画」の改正を行うため、奈良県教員等育成協議会を開催し、協議を行った。

研修内容に応じて、ＩＣＴを活用したオンライン（同時双方向型・オンデマンド型）による研修講座を実施した。また、全研修講座において、クラウドサービスを活用して研修講座運営（申込、連絡、資料の共有、振り返りアンケート等）を実施した。

令和４年に出された中央教育審議会答申において、「個別最適な学び」や「協働的な学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示され、時代の変化に対応できる教職員の資質向上を目指し、「研修観の転換」を意識した新たな研修講座の実施に取り組んでいく。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた「教職員の資質向上に関する指標」「教職員研修計画」及び研修体系の見直しと整備	奈良県教員等育成協議会で指標及び計画について協議し、研修体系について見直し等を行う。	奈良県教員等育成協議会を令和８年２月に開催し「教職員の資質向上に関する指標」「教職員研修計画」等の見直し及び研修体系の協議を行った。
②	受講者アンケート及び研修担当者の実施報告等の評価活用による研修講座の充実	参加者の満足度の増加 （肯定的回答 90%以上）	受講者アンケート 95.6%（95.1%）
③	クラウドサービスを活用した県立教育研究所における研修受講システムの運用とＩＣＴを活用した研修講座を実施	オンラインによる研修の実施（年間 50 回以上）	オンラインを取り入れた研修講座数 66 講座（62 講座）

成果と今後の展開

令和７年度は、「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」に基づき、研修目標を設定し、研修内容に応じて遠隔研修や対面集合型研修を実施した。また、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、受講者が探究心を持ちつつ自律的に学んでいけるよう、知識伝達を中心とした研修だけではなく、「理論と実践の往還」を意識し、自身の実践や経験、価値観を捉え直す、「対話と省察」を軸とする「探究型研修」を計画・実施し、受講者アンケートにおける満足度は高かった。

令和８年度においても、「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」に基づいて研修目標を設定する。併せて、令和７年度研修講座実施報告書を活用して研修内容の見直しを図るとともに、教職員が目的意識を明確にして研修に取り組めるよう、研修内容の充実を目指す。研修実施に際しては、ＩＣＴを活用したオンライン研修を研修内容に応じて取り入れ、教職員の学ぶ機会の確保に努める。また、教職員研修の在り方を検討し、「研修観の転換」に向けて、研修体系等の見直しを図る。

さらに、「研修履歴活用アプリ」については、「新たな教師の学びの姿」を実現するために、学校管理職との対話に基づく受講奨励において、一人一人の教職員のキャリア形成に研修履歴が効果的に活用できるよう運用していく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■国家資格を有する教員について** ・令和７年度から理学療法士や言語聴覚士等の国家資格を有する教員を採用しているが、彼らが医療職としての専門性を活かして教員として実践していることから見出した知見等を、研修を通して共有するような取組が、個々の教員の専門性や個性の伸長を図ることにつながるのではないか。

県教委の 考え方	**〇国家資格を有する教員について** ・教育研究所の研修講座においては、これまでからも様々な分野の専門家や実践経験豊富な教職員を講師として招聘し、受講者がそれぞれの校種やキャリアステージに求められる資質・能力の向上が図れるよう講座を企画している。今後も、教職員のニーズに応じた専門家等による研修を企画するとともに、理学療法士や言語聴覚士等の国家資格を有する教職員が、資格特有の専門性を生かした実践を積み重ねることにより得られた知見等を、研修講座等を通して本県教職員に周知・共有できる仕組みを検討していく。

柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

（３）計画的な教員の確保

施策の取組

No.	内　容
①	教員採用選考における志願者の確保
②	定数内講師、補充講師の確保

現状と課題

本県においては、昭和 58～60 年頃に大量採用された世代の退職にあわせ、多くの教員を採用してきたが、若手の教員が増加することによる産前産後休暇や育児休業の取得者の増加、特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒が増加しているなど、様々な要因で教員を増やす必要が生じた。一方、令和３年度には、文部科学省が「教師不足」に関する実態調査を実施するなど、教員の不足が全国的に注目されるようになった。これまで、本県では、講師登録をしていただいている方や過去に教員として勤務いただいた方に対し、講師のお願いをしてきたが、講師登録者数の減少などにより、定数内講師及び産・育休や病気特休の補充講師を確保することが難しい状況となっている。

安定的な教員の確保のためには、教員の採用人数を増やし、正規教員の割合を高めるとともに、潜在的な教員志願者の掘り起こしによる常勤講師の確保が必要であると考えており、教員の魅力発信などに取り組んでいく。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	ＳＮＳを活用した教職の魅力発信	ＳＮＳで配信する動画コンテンツの増加（前年度比）	ロング２本（－） ショート 17 本（－）
①	大学生や社会人を対象とした教員採用選考試験の周知	広告媒体を利用した教員採用選考試験情報の発信回数の増加（前年度比）	２媒体合計16回 （２媒体合計12回）
②	ペーパーティーチャー相談会の開催と市町村への周知	ペーパーティーチャー相談会参加者の増加（前年度比）	41 人 （34 人）

成果と今後の展開

教員採用選考における志願者の確保の具体的な取組として、令和６年度から教員の魅力発信に重点的に取り組み、教員という仕事のやりがいや魅力を伝える動画の作成や、若年層の利用頻度が高いＳＮＳを活用した情報発信を行ってきた。また、これらの取組について大学説明会等でも取組を紹介し周知を進めている。説明会に参加した大学生の中には、動画やＳＮＳの存在を知っていたり、実際にフォローしていたりする学生もおり、一定程度、取組が認知されており、奈良県教員を志望する一因となっていると考えられる。今後、大学生や採用内定者にアンケートを実施し、情報がどのように利活用されているのかを把握した上で、取組の検証を行い、より効果的な広報活動を進めていく。

さらなる広報活動の充実のために、令和７年度は県知事部局の広報広聴課による戦略的広報事業のモデル事業としてアドバイザーと連携を図りながら広報活動を進めている。効果的な広報活動について助言を受け、より幅広い層に教員の魅力を伝えることで、教員を志望する人だけでなく、新たな志願者の開拓についても取り組んでいく。今後も継続的な広報活動に取り組み、さらに教員志願者の確保に努めていく。

また、潜在的な講師の確保のために実施しているペーパーティーチャー相談会についても、市町村の広報誌やWebサイト等も活用しながら周知し、1人でも多くの講師任用に努めていく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■教員の確保について** ・教員確保が全国的な課題となる中、継続的な情報発信や教職の魅力発信を通して、安定的な人材確保につながる取組が継続して進められることが重要であると感じる。

県教委の 考え方	**○教員の確保について** ・令和７年度は、県知事部局の広報広聴課によるモデル事業として広報活動を進めた。その取組の中で、教員の魅力にスポットを当てた動画を新たに作成するとともに、広告媒体を利用して教員採用試験の情報について、令和６年度よりも発信回数を増やすことができた。令和７年度の取組成果として、ＳＮＳ等の視聴回数やフォロワー数等を増やすことができ、令和８年度実施の教員採用試験において、出願者数が令和７年度と比べて増加した。

柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

（４）教育環境の整備

施策の取組

No.	内　容
①	県立高校のトイレ環境の改善（県立高校トイレピッカピカ５カ年計画）
②	県立学校の空調設備の設置（特別教室、体育館）

現状と課題

県立学校は建築後 40 年を経過した施設が半数以上を占めるなど、老朽化が進んでおり、これらの施設の老朽化対策を計画的に実施するため、令和３年２月に「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」を策定した。

施設の老朽化に加えて、設備面の老朽化についても課題となっており、特にトイレについては、生徒や保護者等からの改善要望が以前から多くあり、対応が必要な状態となっている。

また、近年の気温上昇により、授業や部活動中の熱中症リスクが高まっており、各教室等への空調設備の設置についても、対応が必要となっている。

このような課題に対応するため、まずは、全ての県立高校のトイレを洋式化・乾式化する「県立高校トイレピッカピカ５カ年計画」を、令和６年度から令和 10 年度の５年間で実施することとし、この計画により、県立高等学校のトイレ環境は、大幅に改善されることとなる。

また、空調設備については、普通教室は設置が完了しているが、特別教室についても、稼働率の高い教室を優先して、計画的に空調設備の設置を進めていくこととしている。

さらに、体育館の空調設備については、まずは特別支援学校を優先して設置することとしていたが、計画を前倒しして、県立高等学校についても、早期の設置完了を目指すこととした。

今後も、生徒や教職員にとって、良好で魅力ある教育環境を確保するため、計画的な施設整備を進めていく。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	県立高校トイレ洋式化・乾式化工事の実施	工事の実施数 (10 校 10 学舎)	８校８学舎 （０校０学舎）
②	特別支援学校の体育館への空調設置	工事の実施数 （４校）	４校 （０校）
②	県立高校の特別教室への空調設置	工事の実施数 （７校 18 室）	７校 18 室 (10 校 18 室)

成果と今後の展開

県立高校のトイレ洋式化・乾式化については、令和７年度に８校８学舎において工事を実施した。令和８年度以降も「県立高校トイレピッカピカ５カ年計画」に基づき、順次、洋式化・乾式化の工事に取り組む。

特別支援学校の体育館への空調設置については、令和７年度に４校において設置工事を実施した。令和８年度中に２校への空調設置をもって、全校の体育館への空調設置が完了の見込みである。

県立高校の特別教室への空調設置については、令和７年度に７校18教室への設置工事を実施した。令和８年度も使用頻度の高い教室を優先し、計画的に空調設置を進める。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■県立高校のトイレ環境の改善について** ・大変すばらしい取組で、全 29 校 31 学舎のトイレ改修に着手し、令和７年度には８校８学舎を大幅に改善した事を感謝する。私立高校の授業料が無償化され設備投資が進められる中で、公立学校がその差を広げられてしまわないようにと強く願う。 **■県立学校の空調設備の設置について** ・特別支援学校の体育館への空調設置が令和８年度で完了の見込みであることについて、進捗を評価できる。一方で、県立高等学校の体育館への空調設置が未着手なので、早期に設置完了を望む。

県教委の 考え方	**〇県立高校のトイレ環境の改善について** ・今後もトイレ改修だけでなく、県立学校の施設・設備の改善に努めていく。 **〇県立学校の空調設備の設置について** ・県立高等学校の体育館への空調設置については、一部の学校において体育館の改修事業の一環で既に着手している。その他の学校については、令和７年度に策定した全体計画に基づき、令和８年度から順次設計業務に着手し、令和 13 年度までに全校へ設置完了することを目標に進めている。

柱３　学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

（５）学校安全の推進

施策の取組

No.	内　容
①	学校安全に関する教職員の資質向上
②	通学通園路等の安全確保に向けた取組の推進
③	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実

現状と課題

近年、学校の安全を脅かす事件や事故等は多岐にわたるとともに年々深刻化しており、登下校を含む学校管理下における児童生徒の安全確保に向けた対策が急務となっている。また、各学校を取り巻く、自然環境、交通環境、治安状況は様々で、その特性に応じた安全教育や安全管理が必要となっている。これらを踏まえ、地域や関係機関、団体や民間事業者等と連携した効果的な学校安全の取組の推進が課題となっている。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	学校安全に係る教職員の資質向上に関する取組の推進	学校安全教室推進事業への参加者の増加（前年度比）	432 人 （416 人）
②	学校における交通安全教育の推進	交通安全教育に取り組む学校数の増加（前年度比）	443校/443校〔100%〕 （450校/458校〔98.3%〕）
③	実践的な避難訓練を通した防災教育の推進	ナラ・シェイクアウト訓練に参加した学校数の増加（前年度比）	246校/443校〔55.5%〕 （259校/458校〔56.6%〕）

成果と今後の展開

国の委託事業である「学校安全教室推進事業」を活用した学校安全に関する５種類の講習会（交通安全教室講習会・防犯教室講習会・防災教室講習会・心肺蘇生法実技講習会・学校事故対応講習会）を開催し、教職員の指導力向上に取り組んだ。

道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗車中のマナー向上やヘルメットの着用を促進するため、学校安全計画に基づく交通安全教室の開催等について促した結果、交通安全教育に取り組む学校数は学校の総数の減少により減ったが、割合で見ると100%を達成することができた。

ナラ・シェイクアウト訓練への参加校数は、令和３年度以降微増ではあるが年々増加してきたが、令和７年度は学校の総数が減少したことを受け減少した。今後は、参加校数の増加に向けて周知方法等の検証・見直しをするとともに、ナラ・シェイクアウト等を活用した実践的な防災教育の充実・推進に努める。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■学校安全の推進活動について** ・日常の大半を過ごす学校安全を確保する重要な取組の更なる向上に期待をしている。また、ＳＰＳ活動(セーフティープロモーション)を通じた学校安全の推進を図るのはどうか。 **■通学通園路等の安全確保について** ・通学通園路等の安全確保は市町村での通学路安全点検プログラムにおいて推進されているが、個別で県の行政機関である奈良県警察本部や県土木事務所とも連携しているため、危険個所の改善にむけ横断的な役割を期待する。

県教委の 考え方	**○学校安全の推進活動について** ・学校安全に関する取組の充実と推進を図るため、教職員の学校安全に関する資質向上を目指し、国の委託事業である「学校安全教室推進事業」を受託し、学校安全に関する様々な課題に対する研修会の開催に努めている。今後も研修会がより実践的なものとなるよう、ＳＰＳ認証校の取組なども参考にしながら内容の充実に努めていく。 ※県内では上牧町及び葛城市でＳＰＳ認証を取得していると把握している。ＳＰＳの認証には学校安全に関する長期的な継続した取組や、地域の強い協力が必要なことから、県立学校においては学校への負担等も考慮し、その取組を参考とするにとどめている。 **○通学通園路等の安全確保について** ・通学通園路の安全確保に向けた取組については、平成 24 年の京都府亀岡市の事故以降、「奈良県通学路等安全対策推進会議」を立ち上げ、国の三省庁連携（文部科学省・国土交通省・警察庁）に準じて県教育委員会・県知事部局の県土マネジメント部・県警察本部の強い連携の下で通学路の対策必要箇所に対する効果的な対策について協議し、改善に努めてきた。現在、各市町村においても、県の組織体制に準じて市町村長を中心とした組織を構築し、各市町村の交通安全プログラムに基づく安全点検を実施している。「奈良県通学路等安全対策推進会議」の事務局の中心は県教育委員会が担っており、県の各組織を横断的に束ね、各市町村の通学路の安全対策の進捗管理を行っている。今後も引き続き、児童生徒の登下校を含む学校管理下における安全確保に努めていく。

柱４　地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（１）キャリア教育の充実

施策の取組

No.	内　容
①	小・中・高等学校を通したキャリア教育の推進

現状と課題

高等学校卒業後の進路が進学・就職に関わらず、中学校では職場体験活動、高等学校ではインターンシップに参加することで、コミュニケーション能力を高め、職業に対する理解を深めることができることから、参加生徒を増加させるため、各企業への協力依頼を継続する必要がある。

また、高校生の県内企業への就職率は高くないことから、県内企業への理解を深める機会を設け、これを通して進路選択の幅を広げることや、将来、奈良県で活躍し、奈良県を活性化させようとする意欲の向上を図ることが課題である。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	県内各中学校におけるキャリア形成に向けた体験活動等の取組の充実	職場体験活動を実施した学校の割合の増加（前年度比）	71.2% （63.4%）
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップの充実	インターンシップ参加生徒〔県立高校対象〕の割合の増加（22.0%以上）	25.1% （20.3%）
①	高校生の主体的な進路選択の実現に向けた高校生合同企業説明会（高校２年生対象）の実施及び勤労観・職業観の育成と効果的な就労支援の実施	高校生参加数増加（300 人以上）	158 人 （144 人）

成果と今後の展開

中学校の職場体験活動や高校生のインターンシップの体験が、生徒の視野を大きく広げ、自らの適性を考える機会になるとともに、自分の進路を積極的に考え、自己の志望を固める契機となっている。そこから、学びへの興味･関心が高まり、学びが将来とつながることで、明確な展望をもたせることに結びついている。今後さらに、生徒の将来の展望に応じた現実的な就業体験先を充実させるとともに、大学等と連携したアカデミックインターンシップにも力を入れるなど、生徒のインターンシップの参加について推進を図る。

高校生合同企業説明会への参加を就職希望者に限定せず、キャリア教育の観点から広く参加を募って実施していく。さらに、キャリア教育支援員等による学校訪問・企業訪問等を行うとともに、スタートアップマインドを醸成するセミナーの開催など諸事業を行い、今後もキャリア教育に関する取組の充実を図る。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■キャリア教育について** ・施策内容には「小・中・高等学校を通したキャリア教育の推進」とあるが、取組には小学校に関するものが記載されていない。補足説明をしてほしい。 **■職場体験活動の取組について** ・教員という仕事の内容を知る機会、職場体験活動ができる機会もあればいいのではないか。 ・中学校での職場体験活動の実施率が 71.2%とのことであるが、これは全国的に見てどうなのか。職場体験活動はキャリア形成において、重要な取組と考えるので、取組の推進を図ってほしい。 **■キャリア・パスポートについて** ・令和７年度の教育評価支援委員会において紹介いただいたキャリア・パスポートの活用について、令和７年度に取り組んだことはあるか。

県教委の 考え方	**〇キャリア教育について** ・県教育委員会としては、キャリア・パスポートの作成及び活用のための資料を作成し提供するなど、子どもたちが社会人として自立していくために、自らの夢の実現や目標の達成に向けて主体的に努力する態度や、個性に応じて進路を選択する能力の育成を目指すキャリア教育の取組を実施してきた。また、キャリア・パスポートを活用することで、小学校・中学校・高等学校を通じて、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるよう支援している。 **〇職場体験活動の取組について** ・子どもたちにとって「教員」は身近な大人であるが、御指摘のとおり「働く」という視点で「教員」を知る機会は、多くはない。ただ、県内の中学校において、職場体験活動を行う際に校区内の小学校、幼稚園、子ども園、保育所で職場体験活動をしたという例はある。今後も、「教員」をはじめ様々な事例を共有し、キャリア教育の推進を図っていく。 ・令和７年度全国学力・学習状況調査の学校質問調査（中学校）に、「調査対象学年（中学３年生）の生徒に対して、前年度（令和６年度）に、職場体験活動を何日程度行いましたか」という質問があり、奈良県は 71.2%の中学校が「職場体験活動を行った」と回答しており、全国平均は 79.9%で、8.7 ポイントの差があった。平成 31 年度の同調査では、99%の奈良県の公立中学校が職場体験活動を行っており、全国平均とほぼ同様の結果であったが、コロナ禍に多くの中学校が職場体験活動を見合わせた。その後、職場体験活動を再開した中学校も多くあり、今後も推移を注視していく。 **〇キャリア・パスポートについて** ・キャリア・パスポートは、キャリア教育に関わる諸活動について、生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら自身の変容や成長を自己評価するためのポートフォリオである。義務教育諸学校については、県教育委員会が運営する教職員向けの情報提供Web サイトにキャリア・パスポートの作成方法及び活用についての資料を掲載し、活用を促している。高等学校では、ホームルーム活動を中心に、生徒自身が学校、家庭及び地域における学びを振り返り、その記録を紙媒体若しくは電子データ等で蓄積し、自己理解や自己のキャリア形成の一助として活用している。

柱４　地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（２）学校・家庭・地域の連携・協働の推進

施策の取組

No.	内　容
①	地域学校協働活動の充実
②	地域学校協働活動推進員等の人材育成

現状と課題

学校・家庭・地域の連携・協働の推進に向け、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方を整備している学校の割合は年々増加傾向にある。学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の充実を図るためには、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部を整備することと、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を整備し、地域学校協働活動と一体的に進めることが必要である。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、学校運営協議会で設定された目標やビジョンを地域学校協働本部で共有し、それぞれがもつ役割を十分に機能させる必要がある。そのためには、学校と地域の橋渡し役である地域学校協働活動推進員等の役割が重要となるので、地域学校協働活動推進員等の人材育成を図る必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	コミュニティ・スクールまたは地域学校協働本部を未整備の学校がある市町村への訪問等	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方を整備している学校の割合の増加 （前年度比）	60.6% （50.4%）
②	地域学校協働活動推進員等や地域学校協働活動推進員等になりうる方を対象にした研修会等の実施	参加者の満足度の増加 （肯定的回答 90%以上）	95.1% （94.5%）

成果と今後の展開

全市町村教育委員会への指導主事訪問、市町村教育委員会や学校等への奈良県ＣＳアドバイザー派遣による研修及び相談、県教育委員会主催の研修等を通して、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に関する関係者の理解を深め、コミュニティ・スクールの導入促進及び地域学校協働活動との一体的な推進を図った。

それぞれがコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に一層進めるために、学校と地域の橋渡し役となる地域学校協働活動推進員等の人材育成を図る研修等を今後も実施していく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について** ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校が前年度より増加しているが、達成率は60%台とまだまだ改善の余地が大きくある。これからの地域と共にある学校づくりを進めるにあたり、社会教育や生涯学習など、全世代を通した活動を包含しているので、より強化されることが望ましい。 ・県内学校でのコミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動の促進については良い傾向だと思うが、近年の少子化等により、学校と地域の関係について、これまでの「地域による活性化」に加えて、「学校による地域創生」の在り方が指摘されている。こうした視点は加味されているのか。 **■地域学校協働活動推進員等の人材育成について** ・人材育成と資質向上が肝要になりうるので、研修会では参加者の満足感を満たすだけでなく、人材に必要なスキルや情報伝達ツール使用等の育成プログラム等が必要になってくると考える。

県教委の 考え方	**〇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について** ・令和５年に閣議決定された教育振興基本計画では、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針が掲げられた。この実現に向けては、学校教育と社会教育が連携して、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げていくこと、その「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕すことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することができると考えている。県教育委員会としても、地域学校協働活動により幅広い地域住民等の参画が得られるよう今後も取組を強化していく。 ・コミュニティ・スクールは、学校と地域が目指すべき目標や責任を共有し、その目標達成のための十分な「熟議」を通じて、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである。また、地域学校協働活動は、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える様々な活動のことである。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していくことで、信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、子どもたちの自己肯定感や他人を思いやる心などが育まれることが期待できる。そして、子どもたちが地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれるため、地方創生の観点からもコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実を図っていくことは、県教育委員会としても重要であると認識している。 **〇地域学校協働活動推進員等の人材育成について** ・地域学校協働活動推進員等は、地域の要望や学校の事情を十分に理解し、学校と地域の橋渡し役としての役割を担うことになる。そのような地域学校協働活動推進員等に求められる資質・能力は、主に①地域学校協働活動への関心があること、②地域のこと、学校のことを理解しようとする意欲があること、③コミュニケーション力があって周囲と協調できることの３点であると認識している。これらの資質・能力を育成するため、県内で活動する地域学校協働活動推進員等に対し、資質向上を目的とした研修会や先進事例等の情報提供を行っている。また、市町村教育委員会事務局担当者や教職員に対しても、担当者会議や研修を通じて、地域学校協働活動推進員等の役割や重要性について説明し、理解を得られるよう努めていく。

柱４　地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（３）中学校における休日の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行の推進

施策の取組

No.	内　容
①	持続可能な活動環境の整備促進

現状と課題

少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきていることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より厳しい状況になっていることが指摘されている。

今後、少子化の中でも、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会をもつとともに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校と地域との連携・協働によって、学校部活動の在り方を検討し、持続可能な活動環境の整備促進に努めることが課題となっている。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行の推進	休日における地域移行が完了した学校部活動数の増加（前年度比）	132 （－）
①	「奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンク」への登録推進	登録者数の増加（前年度比）	253 人 （100 人）

成果と今後の展開

国の委託事業を活用し、休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行の実践に取り組む市町村数は前年度から８市町村増加し、27市町村となった。また、「奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンク」を設置し、令和７年５月から運用を開始した。県の広報誌への掲載や、各競技団体を直接訪問しての説明、県内の大学への働きかけなどを通じて、登録者数も増え、令和８年３月時点で253名に達した。今後も引き続き、大学生のバンクへの登録を促すなど、人材バンク登録者数の増加に努め、各市町村の学校部活動の地域展開に関する取組に対する支援を行う。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■学校部活動の地域移行について** ・学校部活動の地域移行について、第３期およびその後の中長期的見通しについて教えてほしい。 ・教員が学校部活動をとおして育成してきたことを、地域移行後も継続できるよう工夫してほしい。 **■奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンクについて** ・令和７年度に任用に至った事例があれば、紹介してほしい。奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンクというのは素晴らしい取組である。今後、運用実績や利用者の意見を踏まえて、登録項目・周知方法の工夫・充実を図ることで、より利用しやすいものにしていってほしい。 **■持続可能な活動環境の整備促進について** ・学校の働き方改革を契機に令和８年度より部活動改革として地域に移行することが、本格運用となることを前提として、指標は移行準備となっているが、一番の課題は受益者負担による活動機会の損失及び格差の拡がりだと考える。課題に対する取組を指標化することを望む。加えて、これまで部活動顧問の指導の下に養われてきた、教育的意義の継承をどのように担保するかの指標化も併せて実装するように強く願う。

県教委の 考え方	**○学校部活動の地域移行について** ・奈良県では、早くから「令和８年度から中学校における休日の学校部活動の教員による指導を廃止」という方針を掲げ、その実現に向けて様々な取組を進めてきた。現在、指導者が見つからないなどの理由で、部活動指導員の指導による学校部活動を継続するいわゆる地域連携を実施している市町村も残ってはいるものの、殆どの市町村において地域展開が始まっており、少しずつ軌道に乗り始めたところである。令和８年４月以降、学校の教員の指導による休日の学校部活動が無くなっていることを考えれば、自治体ごとに課題はあるものの、当初の目標は概ね達成できたと考える。今後は各自治体の個別の課題に寄り添いながら、平日も含めた地域展開を円滑に進めていく。 ・地域クラブをスタートするにあたり、国は地域クラブについていわゆる勝利至上主義に走るのではなく、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること、適切な活動時間や休養日が設定されていること、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費が設定されていること、その他として適切な指導の実施体制や安全体制が確保されていること等の条件を示した。多くの市町村は、このことを意識して運営している。基本的には、地域クラブは各市町村の取り組むべきものではあるが、県としても、指導者への研修等を実施し、しっかりサポートしていく。 **○奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンクについて** ・奈良県スポーツ・文化芸術指導者人材バンクは各市町村が持つ独自の人材バンクを利用しても指導者が見つからないときの補填的な活用をイメージして運用している。県の人材バンクの登録情報を見て、必要な人材がある場合、各市町村が県教育委員会に対して情報提供を求め、県教育委員会が登録者の許可を得た上で市町村に対して情報提供を行い、各市町村が直接交渉を実施するという手順を踏んでいる。交渉が成立し、契約に至った場合は市町村から県教育委員会に報告義務があり、これまでに数件の契約事例が報告された。引き続き登録者数の増加に努め、市町村のニーズに応えられるよう努めていく。 **○持続可能な活動環境の整備促進について** ・御指摘のとおり、学校部活動の地域展開を推進するにあたり、保護者負担の軽減は大きな課題の一つであった。国は令和８年度より、地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金の中に休日の地域クラブ活動費等への補助や経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援を開始した。また、県では「奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」を作成し、これまで学校管理下で行われてきた学校部活動の教育的意義について、地域クラブ活動においても継承するよう、平日の部活動顧問との情報共有の必要性等について記載している。今後、地域展開が進んでいく中で、課題整理をしながら指標についても検討していく。

柱４　地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（４）社会教育の推進

施策の取組

No.	内　容
①	社会教育人材の養成・活躍機会の拡充

現状と課題

社会教育は、持続的な地域コミュニティの基盤形成に重要な役割を担っており、地域における社会教育の「活動」とその「担い手」は、潜在的に多く存在している。そういった社会教育に関わろうとしている人々を発掘し、巻き込み、サポートする各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する人材の養成や活躍できる機会の充実が必要である。

これまでから実施している「社会教育実践講座」では、行政職員のみならず、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）や学校事務職員、社会教育委員などの受講があり、様々な社会教育関係者の資質向上やネットワークづくりにつながった。

今後も、受講者が、学んだ成果を地域における様々な活動に還元できる機会を増やすとともに、社会教育人材養成のための研修や講習を実施し、全市町村の社会教育関係者が参加できるよう働きかけを強める必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修や講習の実施及び社会教育人材の養成や活躍できる機会の設定	市町村の社会教育関係者の参加者数の増加（前年度比）	34 人 （25 人）

成果と今後の展開

社会教育担当３年目までの行政職員を対象とした「社会教育担当者研修」を実施し、市町村教育委員会から14名の受講があった。社会教育行政に関する基本的な知識を学ぶほか、地域課題の解決に向けた事例紹介などを通して、市町村の垣根を越えて参加者同士が情報共有する機会となった。

社会教育の裾野の拡大を目指し、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、様々なニーズに応じた研修機会を提供していきたい。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■社会教育人材の養成について** ・社会教育実践講座で目指しているのは、将来的な社会教育士の養成なのか。講座修了生のその後のフォローをしてほしい。地道な取組が求められているところだが、地域コミュニティを社会全体で支え合う取組が必要である。

県教委の 考え方	**〇社会教育人材の養成について** ・「社会教育実践講座」は、市町村の社会教育主事や社会教育士に加え、社会教育関連施設の職員など、地域の社会教育の中心的役割を担う方を対象に、年４回の連続講座として実施している。講座では、学識経験者による講義などに加え、社会教育の推進に資する学習プログラムの立案などの演習、参加者同士の協議などを実施し、参加者同士のネットワークの構築や社会教育人材の育成に資する内容となっている。加えて、社会教育法の規定に基づく社会教育主事講習を教育研究所にて実施しており、県が主催する社会教育実践講座や社会教育関係者が集まる様々な研修等の機会で本講習の実施を周知している。今後も、本県における社会教育士を含め社会教育人材の養成に努めていく。

柱５　誰一人取り残さない教育の推進

（１）いじめ防止対策の推進

施策の取組

No.	内　容
①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底
②	「いじめ防止強化月間」の取組推進

現状と課題

平成 25 年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和７年３月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に強化・推進する必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
① ②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策についての研修実施に係る研修内容の満足度 （肯定的回答 90%以上）	97.5% （100%）
① ②	いじめを積極的に認知し、いじめの解消に取り組む。	いじめの解消率の向上 （解消率 80%以上）	Ｒ６調査　81.6% （Ｒ５調査　83.3%）

成果と今後の展開

各県立学校では、令和７年３月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」の内容を反映した「学校いじめ防止基本方針」となるよう見直しを進めた。各県立学校においては、「学校いじめ防止基本方針」を自校のWebページに掲載し、児童生徒や保護者、地域住民が内容を共有できるように努め、いじめを許さない意識の醸成を図っていく。

また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施するなど、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応への取組を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向け各学校の実態に応じた取組の充実といじめ被害児童生徒及びその保護者の思いに寄り添った対応に努めていく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■学校いじめ防止基本方針について** ・「学校いじめ防止基本方針」については、より多くの人の目に留まるよう、ポンチ絵等も活用してはどうか。 **■いじめ防止について** ・学校・家庭・地域が連携しながら、継続的な取組を進めていくことが重要である。 **■気付き見守りアプリについて** ・気付き見守りアプリの運用状況はどのようになっているか。

県教委の 考え方	**〇学校いじめ防止基本方針について** ・県立学校では、学校のいじめに対する姿勢や取組について記載している「学校いじめ防止基本方針」を学校のWeb ページに掲載し、児童生徒、保護者及び地域の方に周知している。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」のチェックリストにおいて、学校における平時の備えとして、学校いじめ防止基本方針について入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することが明記されている。県教育委員会では、平時の備えについて各県立学校等に対して通知するとともに、いじめの問題に関する研修会や県高等学校等生徒指導研究協議会でも重ねてお願いしている。今後も、いじめに対する学校の取組についての理解が深まるよう取り組んでいく。 **〇いじめ防止について** ・国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であると明記されている。各学校では、保護者が学校に対して不信感をいだかないよう、法の規定に基づきいじめの認知及び対応を行っていく必要がある。各学校では、ＰＴＡや関係機関との連携及び学校運営協議会等を活用するなどして、家庭や地域とも連携しながらいじめ問題に取り組んでいる。 **〇気付き見守りアプリについて** ・本アプリは、大阪教育大学の戸田有一教授の助言のもと開発した。県内の公立小学校と義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部に配布している。令和８年１月に実施した活用状況の調査では、先生方の気付きを共有する「水準チェック」を活用した学校は 142 校（72.4%：142 校/196 校）、事象への対応を記録する「事案経過記録」を活用した学校は 116 校（59.1%：116 校/196 校）である。今後も、アプリの活用状況や実用性等の検証を行い、アプリの機能の改善や、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた学校づくりを支援していく。

柱５　誰一人取り残さない教育の推進

（２）不登校対策の推進

施策の取組

No.	内　容
①	教育相談体制の充実
②	多様な学びの場、居場所の確保

現状と課題

不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人のキャリアや社会的自立のために望ましいものではないことから、適切に支援を行うことが求められる。

不登校対策については、不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めることが重要である。また、同時に、その原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で、課題予防的・困難課題対応的生徒指導として適切にアセスメントを行い、支援の目標等を定め、専門家や関係機関とも連携・協働しながら、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要である。

このため、登校できない（しない）状況の解消に向けた専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）による心理的・社会的支援体制の充実を図る。その上で、学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒がつながることができる居場所づくりを推進する。不登校児童生徒が学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、ＩＣＴ等を活用した学習支援や相談活動等に取り組む。また、保護者同士が交流する機会や適切な情報や支援が得られる機会を提供することで、個々の状況に応じた適切な支援につなげる。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の実施	配置・派遣時間の増加（前年度比）	スクールカウンセラー 23,526 時間 （19,082 時間） スクールソーシャルワーカー 7,291.5 時間 （5,133 時間）
②	メタバースを活用したオンラインスクールを核とした「公設フリースクール」による、個に応じた学びの場と居場所の提供	登録児童生徒数の増加（前年度のフレキシスクール登録生徒数比）	46 人 （44 人）

成果と今後の展開

令和７年度、県内公立小・中・義務教育学校の、いずれの支援にもつながっていない不登校児童生徒を対象に、令和６年度までの「不登校支援ならネット」で培った支援体制を基にしながら、メタバース空間を活用したオンラインスクール「Cocoro　キャンパス」を核とし、教育研究所の既存の心理支援も包含した不登校支援として「奈良県公設フリースクール『ならコネクト』」を６月に開校した。

支援対象となる児童生徒を早急に支援につなげるため、県内９か所で「不登校支援説明会・個別相談会」を実施した。適切な支援につながるように市町村教育委員会と学校との連携した取組を進めている。

学校や社会とつながることができていない子どもが、新しい学びの場である「ならコネクト」につながることをきっかけに、自分の可能性を広げることができるよう、不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っていく。

また、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援を展開していくために、各学校における専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）による心理的・社会的支援体制のさらなる充実を図っていく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■奈良県公設フリースクール「ならコネクト」について** ・「ならコネクト」の状況（児童生徒・保護者の参加人数、授業内容等）について教えてほしい。 ・「ならコネクト」の周知の方法を教えてほしい。素晴らしい取組だと思うので、是非必要とする人に多く参加してほしい。 **■不登校対策について** ・不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、学校や社会とのつながりを大切にしながら、多様な学びや居場所につながる支援を継続していくことが重要である。 **■「学びの多様化学校」について** ・「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）についての県教育委員会としての考えを教えてほしい。 **■特定分野に特異な才能のある（ギフテッドの）児童生徒について** ・特定分野に特異な才能のある（ギフテッドの）児童生徒に関する県教育委員会としての考えを教えてほしい。

県教委の 考え方	**○奈良県公設フリースクール「ならコネクト」について** ・令和７年６月に開校した「奈良県公設フリースクール『ならコネクト』」では、メタバース空間を活用したオンラインスクール「Cocoro キャンパス」を核として、教育研究所の既存の心理支援も包含した不登校支援を行っている。令和７年度の「Cocoro キャンパス」への登録児童生徒数は、46 名（小学校 13 名、中学校 33 名）であった。「Cocoro キャンパス」では、メタバース空間でのライブ授業や各教科のデジタルドリルなどを活用し、登録児童生徒の学習状況やペースに応じて、それぞれの学びを支援している。ライブ授業では、学ぶ楽しさや、それぞれの学習状況に応じて授業を行うとともに、個別指導や、学習や生活における悩み事について相談できる時間も設けている。また、「Cocoro キャンパス」での活動を通して、教育研究所での対面支援や居場所「こまどりルーム」での活動につながった児童生徒もいた。加えて、保護者に対する支援として、定期的な保護者会の開催や、保護者からの希望により、継続的な面談やより専門的な心理支援の来所教育相談を実施するなど、保護者支援の充実にも取り組んでいる。 ・「ならコネクト」を広く周知するため、公立の小・中・義務教育学校の全ての児童生徒に広報チラシを配布し、各家庭に届けた。また各地域で「不登校支援説明会・個別相談会」を開き、不登校で悩んでおられる保護者に参加いただいた。令和８年度もチラシの配布、説明会の開催を令和７年度同様に計画している。 **○不登校対策について** ・現在、県内 12 市７町に、教育支援センター（適応指導教室）等（大和郡山市立郡山北小学校・郡山中学校分教室「ＡＳＵ」を含む）や、官民連携フリースクール、フリースペース等、学校外における多様な学びの場や居場所等が設置されている。また、学校内の教育支援体制の充実に向け、学校に校内教育支援センターを設置しようとする市町村を支援するため、県は「校内教育支援センター支援員配置事業」を実施している。加えて、県教育委員会では、「奈良県公設フリースクール『ならコネクト』」を運営し支援を行っている。今後も、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、それぞれが学びの場につながり、自分の可能性を広げることができるよう、児童生徒及びその保護者や教員への支援を進めていく。 **○「学びの多様化学校」について** ・「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、安心して学びに向かうことができる、多様な学びの場の一つであり、その他様々な支援の場を含めて、各地域で不登校児童生徒が支援を受けることができる環境の整備が重要であると考えている。身近に学びの場があっても通えず、いずれの支援機関にもつながっていない深刻な不登校状態にある児童生徒に対しては、「奈良県公設フリースクール『ならコネクト』」が市町村教育委員会や学校と連携した不登校支援を行っている。今後も「学びの多様化学校」や学校内外の教育支援センター等、不登校児童生徒がそれぞれの状況に合った支援を受けられるよう取組を進めていく。

	〇特定分野に特異な才能のある（ギフテッドの）児童生徒について ・国では、次期学習指導要領に向けて、多様な個性や特性、背景を有する子どもの存在が顕在化している実態に向き合うために、「裁量的な時間」の実施など標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の創設や、特定分野に特異な才能のある（ギフテッドの）児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等を検討している。本県も国の動向を注視しながら、特別の教育課程等について検討したいと考えている。 ・高等学校では、特定分野に特異な才能のある（ギフテッドの）生徒等の入学者選抜の受検に際して特別の配慮が必要な場合は、中学校から個別に状況を聴き取り、検査において本人の実力が発揮できるよう対応している。また、入学に際しては、中学校・高等学校間の連携を密に行うとともに、学校生活において支援等の必要がある場合には、個々のケースに応じて学校体制を整備する等の合理的配慮を提供している。 ・特別支援学校では、特定分野に特異な才能のある（ギフテッドの）児童生徒に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を通じて、一人一人の実態に応じた適切な指導・支援ができるよう対応していく。

柱５　誰一人取り残さない教育の推進

（３）人権教育の推進

施策の取組

No.	内　容
①	「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進
②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実
③	共生社会の実現に向けた教育の推進

現状と課題

各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校の割合は、平成 31 年に現「人権教育推進プラン」が策定されて以降増加傾向にある。各学校における人権教育の推進については、県の「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」の内容に沿って、児童生徒の実態、家庭や地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえたものとなるよう、呼びかけていくことが必要である。

また、各種教職員研修における参加者の満足度は例年高い傾向にあるが、今後も人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するためには、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質・能力の向上を図ることが必要である。

一方、現在、県内に在住する外国人は年々増加しており、多文化共生の考え方に基づいた教育や、地域日本語教室などにおける日本語教育に関する取組等の推進が求められている。今後も、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消し、多様な文化を理解し尊重する価値･態度を育成するとともに、学校や地域における日本語学習環境を整備していく必要がある。

令和７年度の取組

令和７年度の取組　下表のNo.は施策の取組のNo.と対応しています。

No.	取　組　内　容	Ｒ７目標 （　）内は、目標値	Ｒ７達成状況 （　）内は、前年度値
①	「人権教育の推進についての基本方針」にのっとった「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数の増加 （前年度比）	34 回 （51 回）
②	キャリアステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修の実施	研修参加者の満足度の増加 （肯定的回答 90%以上）	98.0% （98.5%）
③	各学校及び地域日本語教室等における個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修の実施	研修参加者の増加 （前年度比）	48 人 （26 人）

成果と今後の展開

学校等への指導主事派遣や、キャリアステージに応じた各種研修においては、県の「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める研修をはじめ、様々な個別の人権課題あるいは今日的課題に関する研修を実施してきた。研修参加者の満足度についてはある一定の成果（98%以上）が得られたが、内容の活用度については40%台に留まっている。今後は、人権教育のさらなる推進のために、指導主事派遣をはじめ、各種研修講座において、県の「基本方針」や「推進プラン」について説明するとともに、人権教育学習資料集『なかまとともに』をはじめとする教材の紹介や展開例・ワークシート等の提示を積極的に行うことで研修内容の活用度を高めていきたい。

地域日本語教室においては、日本語指導の資質・能力の向上や地域日本語教育への理解促進を目的とした研修を令和７年度は３回実施し、参加者が48人に増加するなど着実な成果がみられた。また、県内の市町村へ、日本語教育を推進するための取組を支援する「間接補助事業」を実施し、本年は２市に対して補助を行った。

さらに、令和７年10月より開始した「日本語教育コーディネーター配置事業」では、日本語による学習や学校生活に困難を抱える外国人児童生徒が在籍する県内の公立学校等に、日本語教育コーディネーターを派遣し、教職員への助言、研修の実施など日本語教育に関わる支援を行ってきた。令和８年度は５名にコーディネーターを委嘱し、学校及び市町村教委に13件の派遣を行い、現状・課題調査を実施した。挙げられた課題の多くは、増加する外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語教育の充実に関する内容で、よりきめ細かな支援が求められている。

今後も、地域や学校の実態把握にも努めるとともに、庁内各部局や関係機関等との連携を一層深め、多文化共生教育のさらなる充実を図っていく。

■有識者による評価・意見及び教育委員会の考え方

評　価 意　見	**■研修について** ・基本的な方向性として適切であり、きわめて望ましいと理解できる。ただ、人権教育に限らないが、いわゆる「研修の実施」という実態が非常に多いことが気がかりである。それでなくても多忙の中、時に義務的な研修参加（座学）になってしまうことを懸念する。特に人権教育については、共に参加し学びあうような「見学」や「実習」が組み込まれたほうがより深い学びの機会になるように考える。 **■「なかまとともに」について** ・人権教育学習資料集「なかまとともに」は、児童生徒が主体的に学ぶことができる興味深い教材であると感じた。研修において展開例等の提示を積極的に行うと示しているが、他の教員の授業内容を知る機会が増えることは、新たな視点や工夫を共有できる有意義な取組である。 **■人権を確かめあうアンケートについて** ・毎年実施されている人権を確かめあうアンケート結果について、近年の傾向や推移で特筆すべき点を教えてほしい。また、アンケート結果や児童生徒用資料の活用事例について紹介してほしい。 **■外国人児童生徒への教育的対応および多文化共生教育に関する取組について** ・外国人児童生徒への教育的対応および多文化共生教育に関する取組は柱２（３）豊かな心の育成と関連している（異なる価値観、主権者等）ように思われるが、両者を関連させて取り組んでいるか。 **■多文化共生と郷土奈良の親和性について** ・第３期奈良県教育振興大綱には「郷土奈良に誇りをもち、新たな価値を創造する力とたくましく生きる力を育む」とあるが、外国にルーツをもつ児童生徒が増加する多文化共生社会の中でどのような方向性で進めていくのか。

県教委の 考え方	**○研修について** ・御指摘のとおり、研修の実施が増える中で、多忙な状況においては形式的・義務的な参加となり、必ずしも学びの深化につながらない可能性がある点については、重要な課題であると認識している。県教育委員会では、こうした課題を踏まえ、それぞれのキャリアステージに応じた研修や個別の人権課題に即した研修を実施するとともに、研修方法についても工夫・改善に努めている。具体的には、意見交換の機会を多く設けるほか、参加体験型の手法を取り入れるなどより効果的な学びとなるよう取り組んでいる。また、初任者研修講座においては、水平社博物館の展示見学やフィールドワークなどの体験的な学びを取り入れている。さらに、人権教育パワーアップ講座や同和問題関係史料センターの地域教材作成講座等においても、受講者自身の実践を交流したり、フィールドワークを実施したりするなど、実践的・参加型の研修の充実に努めている。今後も、見学や実習等の体験的な学びを一層充実させ、教員同士がともに学び合い、主体的に参加できる研修となるよう、引き続き工夫・改善に取り組んでいく。 **○「なかまとともに」について** ・各学校における児童生徒の人権学習の一層の充実に向けては、人権教育学習資料集「なかまとともに」の積極的な活用を推進しているところである。本資料集は、自尊感情の醸成やよりよい集団づくりに資する教材に加え、「普遍的な視点からのアプローチ」と「個別的な視点からのアプローチ」の双方からバランスよく学ぶことができるよう構成されている。さらに、児童生徒の発達段階に応じて教材が系統的に配列されており、人権教育を通じて育成したい資質・能力の向上を図る内容となっている。また、研修等において展開例の提示や授業実践の共有を進めることは、教員同士が新たな視点や工夫を学び合う機会となり、各学校における授業改善や人権教育のさらなる充実につながるものと考えている。 **○人権を確かめあうアンケートについて** ・「教職員からの言動により、うれしい気持ちになったことがありましたか」という質問に、多くの児童生徒が「うれしい気持ちになったことがある」と答えている。その内容については、「楽しく、分かりやすい授業」や「頑張りを認めてもらうこと」「困っているとき、助けてくれた」「悩みを聞いたり、相談に乗ってくれたりした」等である。このように、児童生徒は教職員に対して大いに期待している。今後も、アンケートを毎年実施し、教職員を取り巻く環境の実態を把握するとともに、教職員の人権意識の向上の観点から、様々な機会・研修等を通じて啓発していきたい。

	〇外国人児童生徒への教育的対応および多文化共生教育に関する取組について ・外国人児童生徒の「教育を受ける権利」の保障は、「人権教育推進プラン」に基づき、「一人一人が大切にされる教育」を実践する上で、全ての児童生徒に等しく保障されるべき権利と捉えている。多文化共生教育で育む人権尊重の意識は、「異なる価値観の理解」や、共生社会の担い手となる児童生徒の育成に直結しており、今後も、多様性を認め合う豊かな心と主体的な実践力を一体的に育んでいく。 ・道徳教育を推進することは、社会の変化に対応し、その形成者として未来を拓く主体性のある人間を育成する上で重要な役割を担っていると考えている。多文化共生教育で育む人権尊重の意識と、道徳教育で育むよりよく生きる基盤となる道徳性は、「異なる価値観の理解」や、共生社会の担い手となる児童生徒の育成に直結しており、今後も、多様性を認め合う豊かな心と主体的な実践力を一体的に育んでいく。 ・高等学校においては、外国人生徒が県立高等学校で学ぶ機会を保障するために、国際高等学校、法隆寺国際高等学校、高取国際高等学校の３校において、外国人生徒等を対象とした入試制度を設けている。また、日本語能力が十分でない生徒に対して特別の教育課程による指導を行ったり、日本語指導を行ったりしている学校もある。さらに、全ての高等学校において、公民科科目や特別活動を道徳教育の中核的な指導の場面として位置付け、各教科や学校行事等において多文化共生や多様性を題材とした指導を行っている。 〇多文化共生と郷土奈良の親和性**について** ・学習指導要領に、郷土の歴史や伝統・文化を大切にする心を育むと同時に、他国の文化や価値観を尊重し、国際社会の平和や発展に貢献できるバランスの取れた人間の育成を目指すことが示されている。このことを踏まえて取組を進めていく。

Ⅳ 関連資料

◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋----- 53

◇ 教育評価支援委員会設置要綱 ---------- 54

◇ 奈良県教育委員会点検・評価実施要領 ---------- 55

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）　抜　粋

（事務の委任等）

第２５条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2)　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4)　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5)　次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6)　第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

３　教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第１項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

４　教育長は、第１項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第１項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

教育評価支援委員会設置要綱

（設置）
第１ 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２ 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。
(1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
(2) 点検・評価結果に関すること
（組織）
第３ 支援委員会は、７名以内の委員で組織する。
２ 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。
（任期）
第４ 委員の任期は原則として２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５ 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。
２ 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
３ 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。
４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。
（会議）
第６ 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。
２ 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
３ 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
（庶務）
第７ 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。
（その他）
第８ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成２０年６月９日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

奈良県教育委員会点検・評価実施要領

（目的）
第１ 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。
（点検・評価の対象）
第２ 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。
(1) 県教育委員会の活動状況
(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
(3) 県教育委員会が定める時の課題項目
（推進体制）
第３ 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課（室）長により内部評価委員会を設置する。
２ 作業部会として事務局各課（室）及び教育研究所の課（室）長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。
（点検・評価の主体）
第４ 県教育委員会が点検・評価を実施する。
２ 第２に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。
(1) 県教育委員会の活動状況については、総務課秘書人事係で素案を作成する。
(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課（室）及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
(3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、総務課教育政策推進係がテーマに関係する課（室）及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。
（点検・評価の手法）
第５ 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。
(1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
(2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
(3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。
（第三者からの意見聴取）
第６ 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。
（点検・評価の報告）
第７ 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。
（点検・評価の公表）
第８ 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載する。
（その他）
第９ この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則
この要領は、平成２０年６月９日から施行する。
附 則
この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２７年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２８年１０月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和２年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和４年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和６年４月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和７年４月１日から施行する。